

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく 栃木県の減災に係る取組方針（案）

【見え消し版】

令和 2 (2020) 年 月 日

栃木県減災対策協議会

目次

第1章 共通編.....	1
1－1 はじめに.....	2
1－2 本協議会の構成員及び関係流域.....	4
1－3 共通する課題.....	6
1－4 減災のための目標.....	7
1－5 目標達成に向けた主な取組.....	8
1－6 フォローアップ.....	8
第2章 流域編 利根川上流域.....	9
2－1 流域の概要.....	10
2－2 現状と課題.....	12
2－3 令和3(2021)年度までに実施する取組.....	16
第3章 流域編 渡良瀬川流域.....	20
3－1 流域の概要.....	21
3－2 現状と課題.....	23
3－3 令和3(2021)年度までに実施する取組.....	27
第4章 流域編 鬼怒川・小貝川上流域.....	31
4－1 流域の概要.....	32
4－2 現状と課題.....	34
4－3 令和3(2021)年度までに実施する取組.....	39
第5章 流域編 久慈川・那珂川流域.....	43
5－1 流域の概要.....	44
5－2 現状と課題.....	46
5－3 令和3(2021)年度までに実施する取組.....	51

(別紙1) 水害リスク情報や減災に係る取組（現状及び課題）

(別紙2－1、2－2) 令和3(2021)年度までに実施する取組

第1章

共通編

1－1 はじめに

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、鬼怒川下流部の堤防決壊などにより、氾濫による広範囲かつ長期間の浸水が生じたことに、避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。また、平成 28 年 8 月に北海道・東北地方を襲った一連の台風では、中山間地域の要配慮者利用施設で、入所者の逃げ遅れによる被害が発生した。

特に、関東・東北豪雨では、栃木県内で死者 3 名、負傷者 6 名の人的被害に加え、家屋全半壊 1,003 棟、床上浸水 1,140 棟、床下浸水 3,966 棟の甚大な被害が発生しており、県内の被災市町長は 15 市町のべ 64,015 世帯に対して避難勧告を、9 市町延べ 37,487 世帯に対して避難指示を発令し、人命の安全確保に努めた。

このような災害を踏まえ、社会資本整備審議会において「河川分科会 大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」が設置され、平成 27 年 12 月 10 日には「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」、平成 29 年 1 月 11 日には「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が相次いで答申されたところである。

この答申を受けて、本県では次の 4 流域において平成 29 年 6 月までに各流域栃木県減災対策協議会を設立した。

協議会名	構成機関	設立日
利根川上流域 栃木県減災対策協議会	栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、下野市、壬生町、野木町、気象庁宇都宮地方気象台、栃木県	平成 29 年 6 月 1 日
渡良瀬川流域 栃木県減災対策協議会	足利市、栃木市、佐野市、気象庁宇都宮地方気象台、栃木県	平成 29 年 5 月 25 日
鬼怒川・小貝川上流域 栃木県減災対策協議会	宇都宮市、日光市、小山市、真岡市、下野市、上三川町、益子町、市貝町、芳賀町、塩谷町、高根沢町、気象庁宇都宮地方気象台、栃木県	平成 29 年 5 月 30 日
久慈川・那珂川流域 栃木県減災対策協議会	大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、那須町、那珂川町、気象庁宇都宮地方気象台、栃木県	平成 29 年 6 月 2 日

その後、各流域における栃木県減災対策協議会は、平成 29 年 6 月 19 日に水防法が改正されたことを受け、平成 29 年 10 月 1 日に水防法に基づく協議会として改組し、更に平成 30 年 5 月 30 日に「栃木県減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）として 1 つに統合した。

令和元（2019）年 5 月 30 日に、これまで主として水防法に基づく協議会としての各種取組検討・活動を行ってきたが、近年、全国で発生する土砂災害による甚大な被害等を鑑み、本協議会として、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定で示された、洪水のみならず土砂・内水それら複合的な災害への対策強化の観点により、土砂災害防止に関する取組を位置付けることとした。

本協議会では、令和 3（2021）年度までに円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動等、大規模氾濫時の減災対策として各構成員が計画的・一体的に取り組む事項について、積極的かつ建設的に検討を進め、今般その結果を「栃木県の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という。）として取りまとめたところである。

1－2 本協議会の構成員及び関係流域等

【構成員及びオブザーバー】

本協議会の構成員とそれぞれの構成員が所属する関係流域等は、以下のとおりである。

構成機関	構成員	関係流域				土砂警戒区域	ダム下流域※
		利根川 上流域	渡良瀬川 流域	鬼怒川 ・小貝川 上流域	久慈川 ・那珂川 流域		
宇都宮市	市長	○		○		○	
足利市	市長		○			○	○
栃木市	市長	○	○			○	
佐野市	市長	○	○			○	
鹿沼市	市長	○				○	
日光市	市長	○	○	○		○	○
小山市	市長	○	○			○	
真岡市	市長			○		○	
大田原市	市長				○	○	○
矢板市	市長				○	○	○
那須塩原市	市長				○	○	○
さくら市	市長			○	○	○	○
那須烏山市	市長			○	○	○	
下野市	市長	○	○				
上三川町	町長	○		○			
益子町	町長			○		○	
茂木町	町長				○	○	
市貝町	町長			○	○	○	
芳賀町	町長			○		○	
壬生町	町長	○					
野木町	町長	○				○	
塩谷町	町長			○	○	○	○
高根沢町	町長			○		○	
那須町	町長				○	○	
那珂川町	町長				○	○	○
気象庁宇都宮地方気象台	台長	○	○	○	○	○	
栃木県	知事	○	○	○	○	○	○
"	県土整備部長	○	○	○	○	○	○
"	県民生活部 危機管理課長	○	○	○	○	○	
"	県土整備部 河川課長	○	○	○	○	○	
"	県土整備部 砂防水資源課長	○	○	○	○	○	○
"	宇都宮土木事務所長	○					
"	鹿沼土木事務所長	○					
"	日光土木事務所長	○	○	○		○	○
"	真岡土木事務所長			○	○	○	
"	栃木土木事務所長	○	○	○		○	
"	矢板土木事務所長			○	○	○	○
"	大田原土木事務所長				○	○	○
"	烏山土木事務所長			○	○	○	○
"	安足土木事務所長	○	○			○	○

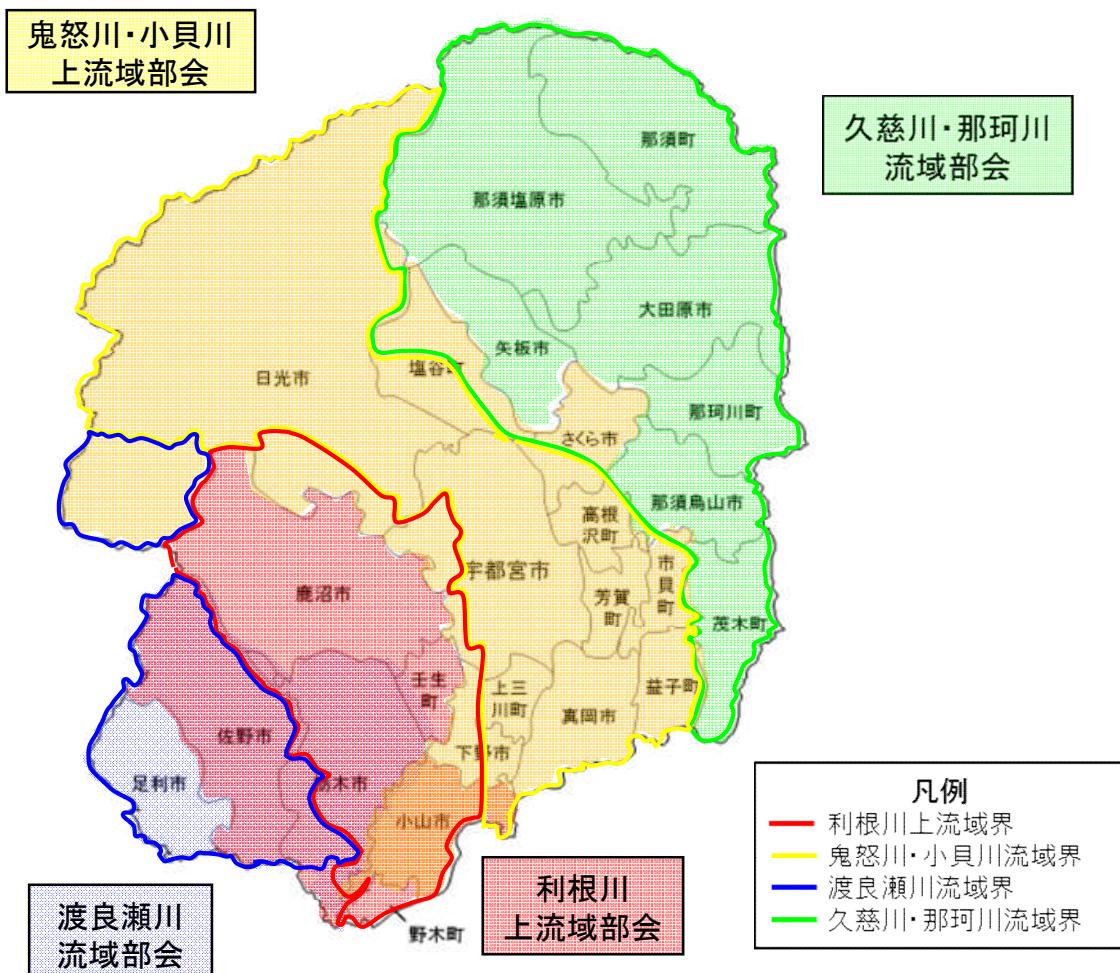
※ダム下流域:放流計画区間

また、情報提供や技術的助言を受けるため、オブザーバーとして以下の機関を置く。

機関名	利根川 上流域	渡良瀬川 流域	鬼怒川 ・ 小貝川 上流域	久慈川 ・ 那珂川 流域	土砂 警戒 区域
国土交通省関東地方整備局 利根川上流河川事務所	○				
〃 渡良瀬川河川事務所		○			
〃 下館河川事務所			○		
〃 鬼怒川ダム統合管理事務所			○		
〃 常陸河川国道事務所				○	
〃 日光砂防事務所					○
独立行政法人水資源機構 思川開発建設所	○				

【流域部会】

本協議会では、各流域の実情に応じた取り組みの検討を行うため、下図のとおり県内を4流域に分割し、それぞれ流域部会を設置した。



1－3 共通する課題

各流域における特徴を踏まえた上で共通する課題を整理すると以下のとおりである。

- 水衝部の河岸侵食への対応等が必要なこと。
- 河川周辺やがけ地の家屋は、氾濫流や河岸侵食、がけ崩れ等により倒壊・流出する可能性があること。
- 降雨後の水位上昇や土砂災害発生までの時間が短く、その中で確認できる限られた情報で、避難勧告等の発令の判断をする必要があること。
- 河川沿いや土砂災害警戒区域等に集落や主要道路が存在する地区では、大規模水害・土砂災害時に多数の孤立者、交通の断絶が発生する恐れがあること。
- 平野部では、一度破堤等により浸水被害が発生すると非常に広い範囲が浸水し、孤立者が発生する可能性があること。
- ダムの機能や操作（異常洪水時防災操作を含む）に関する情報が住民に十分に認知されておらず、また、ダム放流における浸水リスクの情報が周知されていないことから、浸水被害時に孤立者が発生する可能性があること。
- ダムの操作に関する情報等が災害時の適切な避難行動に繋がらず、孤立者が発生する可能性があること。

なお、詳細な内容については、流域ごとに取りまとめ次章以降に記述する。

1－4 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動等の実施、及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して令和3（2021）年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

【令和3（2021）年度までに達成すべき目標】

栃木県内において、二度と被害を出さないという強い決意のもと、「逃げ遅れによる人的被害0（ゼロ）」を目指す。

上記目標の達成に向け、ハード対策を順次実施することに加え、以下の項目を2本柱としたソフト対策を実施する。

- ① 「逃げ遅れによる人的被害0（ゼロ）」（以下、「逃げ遅れゼロ」という。）に向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
- ② 洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

1－5 目標達成に向けた主な取組

氾濫や土砂災害が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組は以下のとおりである。

- 洪水を河川内で安全に流す対策
- 土砂災害防止対策
- 危機管理型ハード対策
- 避難行動、水防活動に資する基盤等の整備

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組は以下のとおりである。

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

- 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等
- 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成
- 防災教育や防災知識の普及

○共助の仕組みの強化

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

- より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化

1－6 フォローアップ

各構成機関の取組については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどにより責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、水防法第15条の9に基づき国土交通大臣が組織した大規模氾濫減災協議会については、栃木県や茨城県等を含む各流域単位で適宜実施されているため、これらの取組方針の内容や技術開発の動向等を注視して、隨時取組方針を見直すこととする。

第2章

流域編

利根川上流域

2－1 流域の概要

【流域の概要】

利根川上流域は、渡良瀬遊水地に注ぐ思川、与良川、巴波川、江川（藤岡）、蓮花川の各流域と、茨城県境を流下する西仁連川流域を合わせた区域である。

このうち、栃木県が管理する一級河川は、大きく思川流域と巴波川流域からなり、いずれも足尾山地にその源を発し、農耕地帯を流下し、渡良瀬遊水地に流入している。主な支川として思川に合流する姿川、黒川（日光）、小藪川、大芦川、栗野川、巴波川に合流する永野川などがあり、流域内の一級河川は35河川である。

思川流域の上流部は急な山地河川の様相を呈し、中流部は鹿沼台地、宝木台地を有する平地に鹿沼市などの市街地やのどかな田園地帯が広がり、下流部は水田地帯が広がる低平地となっている。

また、巴波川流域は、流域特性の異なる本川巴波川流域と永野川流域に分けられる。本川流域は全体的に緩やかな丘陵地形を成し、栃木市街地を除き沿川は肥沃な水田地帯となっている。永野川流域は上流部が急な山地河川の様相を呈している。

【過去の被害状況】

大正8年9月の県西部を襲った豪雨により、思川支川大芦川水源地の地蔵沢に山津波をおこし、人家流出7戸、死者3名を出す被害が発生している。

その後、昭和22年9月には、カスリーン台風が来襲し、9月13日から15日にかけて宇都宮観測所で総雨量261.7mmを記録した。思川では、3ヶ所で堤防が決壊し、生井村（現小山市）、部屋村（現栃木市）の両村が水没し、小山市では死者及び行方不明者36名、浸水家屋1,846戸、流出家屋75戸の被害が発生した。また、鹿沼市では、黒川や武子川が氾濫し、約4,000戸が浸水し、西武子川でもJR日光線の鉄橋が崩落し、大惨事となった。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって9月6日から11日にかけて、鹿沼観測所で総雨量548.0mm、栃木観測所で総雨量445.5mmを記録し、思川の乙女地点での水位が氾濫危険水位を1.2m超えたのをはじめ、姿川、黒川、巴波川、永野川でも氾濫危険水位を超過した。

この出水により、姿川と黒川で堤防が決壊したほか、巴波川、武子川、行川、小藪川など多くの箇所で溢水した。また、本川の水位上昇の影響により、思川、永野川沿川などの広範囲で内水被害が発生し、流域全体で浸水面積4,581ha、家屋全半壊787棟、床上浸水1,675棟、床下浸水2,923棟の被害をもたらした。

土砂災害も各地で発生し、鹿沼市日吉地区のがけ崩れにより1名の方が亡くな

るなど、甚大な被害をもたらした。

【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、昭和 26 年度から思川、姿川、黒川、昭和 46 年度から小藪川、昭和 48 年度から武子川、昭和 59 年度から巴波川、永野川のバック堤区間、昭和 63 年度から巴波川の上流の整備に順次着手した。その後、小藪川においては、平成 28 年度から床上浸水対策特別緊急事業を導入して整備を進めており、現在、引き続き、思川、姿川、小藪川、巴波川、永野川等の整備を進めている。

なお、平成 28 年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量 30mm～50mm 程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約 68% となっている。

また、砂防事業については、大正 7 年、大芦川の水源地となる地蔵沢の土石流発生に対応し、大正 11 年から地蔵沢砂防堰堤群を整備したのを皮切りに、大芦川、永野川、粕尾川等の本川上流部や本川に流入する沢において砂防堰堤や流路工を設置してきた。また、主に昭和 50 年代から平成のはじめにかけて、鹿沼市街地を流れる黒川左岸部や小山市街地を流れる思川左岸部の河岸段丘などの急傾斜地において法枠工などの対策事業を実施してきた。

平成 27 年関東・東北豪雨では、鹿沼市日吉町において甚大ながけ崩れが発生したが、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を導入して法面工等の整備を行った。

現在、本流域内における土砂災害対策は、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性が高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

【流域の特徴】

本流域の河川の主な特徴としては、上流部の山間部や中流部の丘陵地帯では、河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、下流部では堤防高が高く、また下流の大田管理区間の水位の影響を受けることなどが挙げられる。

また、大芦川や永野川などの上流部では、河川の両岸に山が迫っており、河川を幹に樹状に流入する小さな渓流が多く、並行して道路や集落があるため、土砂災害が発生する地理的条件を持ち、被害が生じるおそれのある箇所が多い。

2－2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題
想定される浸水・土砂災害リスクの周知について	<p>○全ての市町で、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載している。</p> <p>●住民が浸水想定区域図等を浸水・土砂災害リスクとして認識していない。</p> <p>●県が作成する想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域の2巡回調査結果に合わせて洪水・土砂災害ハザードマップの改訂が必要である。</p>
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて	<p>○県は、直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。</p> <p>○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を図るとともに県知事から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>●避難の判断基準となる水位等が、自治体や住民といった受け手側には分かりにくく、適切な行動に結びついていない。</p> <p>●文字情報や水位などの数値情報だけの伝達では、切迫感をもって伝わらず、避難行動に生かされていない。</p> <p>●的確な避難行動となるよう、運用から10年が経過した土砂災害警戒基準線等の見直しを行う必要がある。</p>

避難勧告等の発令基準について	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての市町で、避難勧告等を判断・伝達マニュアル等に基づき、発令基準を定め、実施している。 ●避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ●河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。
避難場所、避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての市町が避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。 ○避難経路については、定めていない。 ●平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難である。 ●洪水ハザードマップを全世帯に配布をしているが、あまり活用されていない。
住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての市町で、避難情報の伝達方法を複数（ホームページ、防災行政無線、Ｌアラート等）実施に加え、消防車両等による広報活動も実施している。 ●旅行者や外国人への確実な情報伝達が必要である。 ●各機関からのＦＡＸやメールが重複する場合があり、情報の精査が困難となっている。 ●防災行政無線は豪雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、職員、消防団、自主防災組織等が連携して実施している。 ●避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題である。 ●住民一人一人の避難の意識の向上が必要である。

②水防に関する事項

項目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ○県管理河川については、洪水予報の発表と併せて水防警報を発令している。 ○全ての市町では、HPによる情報提供や関係機関団体への連絡系統が確立されている。 ●水位等の情報共有の有り方を検討する必要がある。 ●あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年、出水期前に関係自治体、消防等で重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施している。 ●決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ●担当者の安全管理を徹底していく必要がある。
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○市防災倉庫、消防署、県水防倉庫において、土嚢袋やロープ等を庁舎、水防倉庫、消防署などに備蓄している。 ●ライフジャケットなど、装備の充実が必要である。 ●水防資機材の種類や数量を適宜見直し検討していく必要がある。 ●令和元年東日本台風で、水門の設置された河川で内水被害が発生したため、排水ポンプ車の配備が必要である。

市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○市町庁舎が浸水想定区域外の場合、消防本部とする。区域内の場合は、代替施設を本部とする。 ●市町庁舎の対応については、想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、再検討が必要である。
----------------------------	--

③河川管理施設等の整備に関する事項

項目	現状と課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○県が河川整備計画に基づき整備を実施。 ○天端にアスファルト舗装を行い、堤防の保護を実施。 ●引き続き、堆積土除去等行い、洪水を安全に流す対策を実施する。 <p><u>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・流下能力不足による越水で堤防が決壊</u> <u>・平成 27 年関東東北豪雨の被災箇所で再度被災が発生</u> <u>・堤防や護岸に被災がなかった河川でも、市街地で甚大な被害が発生</u>
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ○県が土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備を実施。 ○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等の整備を実施。 ●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を実施する。

2－3 令和3（2021）年度までに実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2－1、2－2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 <ul style="list-style-type: none"> ・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等 ・<u>再度災害防止対策（改良復旧、堤防強化、堆積土除去等）</u> ・<u>浸水対策検討会を設置し、抜本的な浸水対策を実施</u> 	順次実施 <u>R元年度から実施</u> <u>R元年度から実施</u>	栃木県 <u>栃木県</u> <u>1市</u> 栃木県
■土砂災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等 	順次実施	栃木県
■危機管理型ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強 	順次実施	栃木県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備 ・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備 ・河川防災ヤードの整備 ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理 	H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施	気象台 栃木県 10市町 栃木県 89市町 栃木県

<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水位計や CCTV カメラ等の検討・設置 ・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化 	H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施	栃木県 7 市町 栃木県
--	--------------------------------------	--------------------

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙 2－1、2－2 参照）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表 ・水位予報の精度向上検討 ・土砂災害警戒区域 2 巡目調査の実施 ・土砂災害警戒基準線等の見直し ・水位周知河川等の拡大検討 ・広域避難計画の策定 ・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの作成・周知 ・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるごとまちごとハザードマップの検討・周知を含む） 	順次実施 引続き実施 H28 年度から 順次実施 H30 年度から 実施 市町と検討 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 引続き実施	栃木県 栃木県 栃木県 気象台 栃木県 栃木県 5 市町 気象台 栃木県 9 市町 <u>78</u> 市町

<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の避難計画の検討・作成及び管理者への周知・啓発 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し ・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等） ・自助、共助を目指した自主防災組織の充実 	引続き実施 H29 年度から順次実施 H29 年度から順次実施 H29 年度から順次実施	9 市町 8 市町 10 市町 10 市町
<p>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施 	H29 年度から順次実施	協議会全体
<p>■防災教育や防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 ・水防災に関する説明会の開催 ・小中学生を対象とした防災教育の実施（教員へのサポートも含む） ・出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供 ・マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施 	引続き実施 H29 年度から順次実施 H29 年度から順次実施 引続き実施 引続き実施 引続き実施 R2 年度から順次実施	協議会全体 協議会全体 8市町 気象台 栃木県 協議会全体 9市町 気象台 栃木県 協議会全体 気象台 栃木県 栃木県 8市町 気象台 栃木県

■共助の仕組みの強化		
・市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有	R2 年度から 順次実施	7 市町
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施	R2 年度から 順次実施	5 市町
・要配慮者利用施設の避難に関する地域支援体制について検討	R2 年度から 順次実施	3 市町

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化		
・水防団等への連絡体制の再確認	H29 年度から 順次実施	10 市町
・水防団同士の連絡体制の確保	H29 年度から 順次実施	10 市町
・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検	H29 年度から 順次実施	9 市町 気象台 栃木県 協議会全体
・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施	H29 年度から 順次実施	9 市町 気象台 栃木県
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	H29 年度から 順次実施	9 市町

第3章

流域編

渡良瀬川流域

3－1 流域の概要

【流域の概要】

栃木県の渡良瀬川流域は、日光市足尾町の渡良瀬川本川上流域と、下流域の足利市及び佐野市で渡良瀬川に流れ込む各支川の流域を合わせた区域であり、栃木県が管理する一級河川は、渡良瀬川のほか、三杉川、秋山川、菊沢川、矢場川、旗川、袋川、松田川、神子内川などがあり、計 36 河川である。

本流域の本川上流域は足尾山地であり急な山地河川の様相を呈しており、下流域の各支川は、上流部は急な山地河川の様相を呈し、中下流部は岩舟台地、佐野台地を有する平地に市街地やのどかな田園地帯が広がっている。

【過去の被害状況】

渡良瀬川上流域は、足尾鉱山の煙害や明治 21 年 4 月の大規模な山火事によって、流域面積の約 50% が裸地化し荒廃が進み、下流域では、洪水のたびに上流から多量の土砂が流れてくるようになった。

その後、明治 35 年の足尾台風など相次ぐ台風の被害により山容は荒廃した。

昭和 22 年 9 月のカスリーン台風では、9 月 13 日から 15 日にかけて、足尾観測所で総雨量 367.9mm、足利観測所で 288.4mm を記録した。県内で被害が最も大きかったのは足利市であり、死者 286 名、全半壊を含め流出家屋 204 戸、床上浸水 6,843 戸、床下浸水 2,358 戸の甚大な被害が発生した。

平成 27 年 7 月の台風 11 号では、7 月 16 日から 17 日にかけて、足利観測所で総雨量 164.0mm を記録し、この豪雨による出水で、尾名川、姥川で溢水するなど、流域全体で床下浸水 9 戸の被害をもたらした。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって 9 月 6 日から 11 日にかけて、葛生観測所で総雨量 279.5mm、佐野観測所で総雨量 220.0mm を記録し、秋山川で避難判断水位を超過した。

この出水により、三杉川で堤防が決壊するなど、流域全体で浸水面積 151ha、床上浸水 2 棟、床下浸水 1 棟の被害をもたらした。

【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、大正から昭和にかけて秋山川、昭和 50 年度から三杉川、昭和 53 年度から矢場川、昭和 55 年度から菊沢川の整備に着手した。その後、平成に入り、名草川、菊沢川放水路、粟谷川等の整備に着手しており、菊沢川放水路は平成 24 年度に、三杉川は平成 27 年度に完了した。また、松田川では昭和 60 年度にダム建設工事に着手し平成 8 年度に完成している。現在、引き続き、秋山川、菊沢川、矢場川、名草川、粟谷川等の整備を進めている。

なお、平成 28 年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量 30mm～50mm 程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約 57% となっている。

また、足尾地区における砂防事業については、昭和 12 年の足尾山地の直轄砂防による砂防工事が開始され、仁田元、松木、久藏の 3 川の合流点における足尾砂防堰堤や大畠沢、神子内川、渡良瀬川などの流路工の整備を進めてきた。現在、松木山腹工等の整備など、災害危険度の軽減はもとより、周辺環境及び生態系の調和を図った砂防施設の整備を直轄事業により進めている。

足利・佐野地区における砂防事業については、彦間川や名草川、小俣川などの上流域の砂防堰堤、流路工の整備を進めるほか、足利市街地の外郭の一部を形成する織姫山系の斜面などにおける急傾斜地対策事業等を進めてきた。

本流域内の足利・佐野地区における土砂災害対策は、現在、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性の高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

【流域の特徴】

本流域の主な特徴としては、本川上流域や下流域の支川の上流部では、河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、支川の中下流部では、下流の大治管理区間の水位の影響を受けることなどが挙げられる。

また、足尾地区は足尾鉱山の煙害や山火事、度重なる台風などにより、山容が荒廃していたが、砂防堰堤の設置などに加え、砂防樹林帯や山腹工により緑化が進められ、土砂流出の抑制とともに憩いの場としての利用が多くなってきた。

足利・佐野地区は、市街地周辺部における急傾斜地の存在や、秋山川や彦間川、名草川などの河川を幹に樹状に流入する小さな渓流等も多く、並行して道路や集落があるため、土砂災害が発生する地理的条件を持ち、被害が生じるおそれのある箇所が多い。

3－2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題
想定される浸水・土砂災害リスクの周知について	<p>○全ての市で、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載している。</p> <p>●住民が土砂災害警戒区域等を土砂災害リスクとして認識していない。</p> <p>●県が作成する想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域の2巡回調査結果に合わせて洪水・土砂災害ハザードマップの改訂が必要である。</p> <p>●ダム放流の機能や操作（異常洪水時防災操作を含む）に関する情報が十分に認知されていない。また、浸水リスクの情報が周知されていない。</p>
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて	<p>○県は、直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。</p> <p>○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を図るとともに県知事から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>○県は、気象庁と共同で発表する土砂災害警戒情報について関係機関へ情報提供を行うほか、さらに土砂災害の危険性が高まった際の県知事から関係自治体首長に対しての情報伝達体制（ホットライン）を確立している。</p> <p>●的確な避難行動となるよう、運用から10年が経過した土砂災害警戒基準線等の見直しを行う必要がある。</p>

避難勧告等の発令基準について	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての市で、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、発令基準を定め、実施している。 ●市において、対象の基準水位観測所の水位により避難勧告等の発令の数値基準が決まっているが、基準水位以外にも様々な要因を総合的に判断しなければならなく、洪水時には、時間的に余裕がないため判断が非常に難しい。 ●ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない。避難勧告等と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実を図ることが必要である。
避難場所、避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての市で、避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。 ○住民に対しての避難経路が水害ハザードマップには記載されていない。 ●住民が住んでいる地区によっては適切な避難場所がなく、また経路上に土砂災害警戒区域があるなど、孤立集落が発生する恐れがある。
住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての市で、防災行政無線やＬアラート等の情報伝達方法に加え、消防車両等による広報活動も実施している。 ●市において、避難勧告等の伝達手段は確保しているが、住民へ周知ができているかが不安。 ●豪雨などの騒音等により聞き取りが困難となる懸念がある。 ●ダムの操作に関する情報等が災害時の適切な行動に十分に活用されておらず、住民等に緊急性や切迫感が十分に伝わっていない。 ●令和元年東日本台風で、水門の閉門情報が国から市・県に伝達されなかつたため、地元への情報提供ができず、住民の避難に支障が出た。

避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○避難誘導は、警察、消防、水防団（消防団）、自主防災組織等が連携して実施している。 ●市民の一人一人の避難の意識の向上が必要である。 ●避難行動要支援者への避難誘導方法が課題である。
------------	---

②水防に関する事項

項目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市で、登録制メールを活用した水害情報の配信を行っている。 ●停電時や電話不通時といった緊急時の情報伝達手段の確保が今後必要である。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年、出水期前に県、警察、消防団で重要水防箇所及び水防倉庫の点検を実施している。 ●危険を伴う活動のため、担当者の安全確保を徹底していく必要がある。
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○市防災倉庫、消防署、県水防倉庫において、土のう袋やロープ等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意をしている。 ●水防活動は、水防資機材の種類や数量を適宜見直し検討していく必要がある。 ●令和元年東日本台風で、水門の設置された河川で内水被害が発生したため、排水ポンプ車の配備が必要である。
市庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○市では、災害対策本部を市庁舎に設置する。なお、浸水想定区域内にある庁舎については、機能が損なわれた場合には、他への施設に移転を想定している。

	●想定最大規模の降雨における浸水深などの被害想定により、再検討する必要がある。
<u>ダムの洪水調節機能の強化</u>	●異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。

③河川管理施設等の整備に関する事項

項目	現状と課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	<p>○県は、河川整備計画に基づき整備を実施している。</p> <p>○天端にアスファルト舗装を行い、堤防の保護を実施している。</p> <p>●引き続き、堆積土除去等行い、洪水を安全に流す対策が必要である。</p> <p>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流下能力不足による越水で堤防が決壊 ・平成 27 年関東東北豪雨の被災箇所で再度被災が発生 ・堤防や護岸に被災がなかった河川でも、市街地で甚大な被害が発生
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	<p>○県が土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備を実施。</p> <p>○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等の整備を実施。</p> <p>●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を実施する。</p>

3－3 令和3（2021）年度までに実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2－1、2－2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 <ul style="list-style-type: none"> ・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等 ・<u>再度災害防止対策（改良復旧、堤防強化、堆積土除去等）</u> 	順次実施 <u>R元年度から実施</u>	栃木県 栃木県
■土砂災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等 	順次実施	栃木県
■危機管理型ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強 	順次実施	栃木県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備 ・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備 ・河川防災ヤードの整備 ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理 ・簡易水位計やCCTVカメラ等の検討・設置 	H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施	気象台 栃木県 3市 栃木県 4市 栃木県 栃木県

・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	H29 年度から順次実施	4 市 栃木県
---	--------------	------------

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等		
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表	順次実施	栃木県
・水位予報の精度向上検討	引き続き実施	栃木県
・土砂災害警戒区域2巡回調査の実施	H28 年度から順次実施	栃木県
・土砂災害警戒基準線等の見直し	H30 年度から実施	気象台 栃木県
・水位周知河川等の拡大検討	市町と検討	栃木県
・広域避難計画の策定	H29 年度から順次実施	1 市 気象台 栃木県
・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの作成・周知	H29 年度から順次実施	3 市
・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるごとまちごとハザードマップの検討・周知を含む）	引き続き実施	3 市
・要配慮者利用施設の避難計画の検討・作成及び管理者への周知・啓発	引き続き実施	4 市

<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し ・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等） ・自助、共助を目指した自主防災組織の充実 	H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施	3 市 栃木県 4 市 4 市
<p>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施 	H29 年度から 順次実施	協議会全体
<p>■防災教育や防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 ・水防災に関する説明会の開催 ・小中学生を対象とした防災教育の実施及び教員へのサポート ・出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供 ・マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施 	引続き実施 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 R2 年度から 順次実施	協議会全体 協議会全体 協議会全体 協議会全体 気象台 栃木県 栃木県 2 市 気象台 栃木県
<p>■共助の仕組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有 	R2 年度から 順次実施	3 市

<p><u>・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施</u></p> <p><u>・要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討</u></p>	<p><u>R2 年度から順次実施</u></p> <p><u>R2 年度から順次実施</u></p>	<p><u>2 市</u></p> <p><u>無し</u></p>
---	---	------------------------------------

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化		
<u>・水門操作の検討、水門操作時における情報伝達方法の見直し</u>	<u>R 元年度から実施</u>	<u>1 市 栃木県</u>
・水防団等への連絡体制の再確認	H29 年度から順次実施	4 市
・水防団同士の連絡体制の確保	H29 年度から順次実施	4 市
・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検	H29 年度から順次実施	<u>3 市 気象台 栃木県 協議会全体</u>
・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施	H29 年度から順次実施	<u>3 市 気象台 栃木県</u>
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	H29 年度から順次実施	4 市
<u>・ダムの洪水調節機能の強化</u>	<u>R 元年度から実施</u>	<u>栃木県</u>

第4章

流域編

鬼怒川・小貝川上流域

4－1 流域の概要

【流域の概要】

鬼怒川・小貝川上流域は、鬼怒川に合流する各河川の流域と、田川流域、小貝川流域、五行川流域を合わせた区域であり、栃木県が管理する一級河川は、鬼怒川のほか、田川、山田川、江川（宇都宮）、大谷川、板穴川、小貝川、五行川などがあり、計 86 河川である。

鬼怒川流域の上流部は深い山間渓谷となっており、その下流では河岸段丘が見られ、鬼怒川と大谷川との合流付近から下流では今市扇状地が形成されている。

また、田川流域の上流部は今市扇状地にあり、低山地が占めているが、中流部の宇都宮市市街地から下流は平坦な低地を流れ、水田地帯が広がっている。

一方、小貝川流域、五行川流域は、大部分が丘陵地と平地になっている。

【過去の被害状況】

古くは、日光地区の大谷川流域で天文年間（1532～54）に発生した「白鬚水洪水」のほか、明治 35 年足尾台風をはじめ、39 年、40 年、43 年、大正 3 年の大雨により、土石流等に繰り返し見舞われ、日光市街地などでは甚大な被害を受け続けた。特に日光連山を中心に豪雨をもたらした明治 35 年の足尾台風の際には神橋が造営以来初めて流出した。

昭和 22 年 9 月のカスリーン台風により 9 月 13 日から 15 日にかけて宇都宮観測所で総雨量 261.7mm を記録した。田川では 15 日夕刻より溢水し、宇都宮駅前から第 1 銀行付近までが一面濁水の海と化し、宇都宮市では死者 11 名、重軽傷者 500 名余りの犠牲者が出了た。

昭和 61 年 8 月の台風 10 号により 8 月 4 日から 5 日にかけて宇都宮観測所で総雨量 247.0mm を記録した。江川、奈坪川を中心に、床上浸水 66 戸、床下浸水 273 戸の被害が発生した。

平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって 9 月 6 日から 11 日にかけて、五十里観測所で総雨量 644.5mm、今市観測所で総雨量 668.0mm を記録し、田川で氾濫危険水位を超過した。

この出水により、田川、赤堀川などで溢水し、流域全体で浸水面積 136ha、家屋全半壊 79 棟、床上浸水 22 棟、床下浸水 234 棟の被害をもたらした。

土砂災害も各地で発生し、日光市芹沢地区や藤原地区の土石流などにより甚大な被害をもたらした。

【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、昭和 26 年度から田川、昭和 27 年度から小貝川、五行川、昭和 40 年度から江川の整備に着手した。その後、平成に入り、武名瀬川、江川放水路等の整備に着手しており、江川放水路は平成 12 年度に完了した。また、大谷川では、平成 3 年度に中禅寺ダム再開発事業に着手し平成 11 年度に完成、三河沢川では、平成 2 年度ダム建設工事に着手し平成 16 年度に完成している。現在、引き続き、田川、武名瀬川、五行川等の整備を進めている。

なお、平成 28 年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量 30mm～50mm 程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約 67% となっている。

また、砂防事業については、直轄砂防事業により大正 7 年から稻荷川の砂防事業が開始され、その後、大谷川流域や男鹿川流域などに事業区域が拡大している。華厳の滝を源流とする大谷川の床固工群や男体山の浸食谷の斜面安定・植生回復のための大蕪山山腹工、稻荷川上流部における日向砂防堰堤等を整備してきた。

引き続き、日光地区の重荒廃地域かの土砂流出抑制等、砂防事業を推進している。

栃木県においても小百川、行川などの流路工をはじめ、本川に流入する渓流等への砂防堰堤等の設置を行ってきた。

平成 27 年関東・東北豪雨では、筧沢や芹沢で土石流が発生し、それぞれ災害関連緊急砂防事業により整備している。

現在、本流域内における土砂災害対策は、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性の高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

【流域の特徴】

本流域の主な特徴としては、鬼怒川流域の上流部では、河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、鬼怒川流域の中下流部や小貝川流域、五行川流域では河床勾配が比較的緩やかなため、洪水が流れにくいことなどが挙げられる。

また、市街地部を流れる河川では、局所的な集中豪雨により急激な水位上昇が想定される。

本流域における山岳地帯は、重荒廃地域、一般荒廃地域など脆弱な地域が広く分布しており、地形急峻でかつ脆弱な地質によって形成されているために、膨大な土砂の生産源となっている。

4－2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題
想定される浸水・土砂災害リスクの周知について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町では、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載している。 ●住民が浸水想定区域図等を浸水・土砂災害リスクとして認識していない。 ●県が作成する想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域の2巡目調査結果に合わせて洪水・土砂災害ハザードマップの改訂が必要である。 ●ダム放流の機能や操作（異常洪水時防災操作を含む）に関する情報が十分に認知されていない。また、浸水リスクの情報が周知されていない。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて	<ul style="list-style-type: none"> ○県は、直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。 ○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を図るとともに県知事から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。 ○県は、気象庁と共同で発表する土砂災害警戒情報について関係機関へ情報提供を行うほか、さらに土砂災害の危険性が高まった際の県知事から関係自治体首長に対しての情報伝達体制（ホットライン）を確立している。 ●住民に対して、避難の判断基準となる水位等が、自治体や住民といった受け手側には分かりにくく、適切な行動に結びついていない。 ●文字情報や水位などの数値情報だけの伝達では、切迫感をもって伝わらず、避難行動に生かされていない。

	<ul style="list-style-type: none"> ●的確な避難行動となるよう、運用から10年が経過した土砂災害警戒基準線等の見直しを行う必要がある。
避難勧告等の発令基準について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町で、国や県の水位計等の情報を基に避難勧告等の発令を実施している。 ●発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、洪水時には、時間的に余裕のない中での適切な判断が難しい。 ●河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 ●ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない。避難勧告等と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実を図ることが必要である。
避難場所、避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町が避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ等で周知している。 ○避難経路については、指定していない。 ●平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難である。 ●洪水ハザードマップを全世帯に配布をしているが、あまり活用されていない。
住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町では、避難情報の伝達方法を複数（ホームページ、防災行政無線、登録制メール等）確保している。 ●旅行者や外国人への確実な情報伝達が必要である。 ●各機関からのFAXやメールが重複する場合があり、情報の精査が困難となっている。 ●防災行政無線は豪雨などの騒音等により聞き取りが困難となることが懸念される。 ●ダムの操作に関する情報等が災害時の適切な行動に十分に活用されておらず、住民等に緊急性や切迫感が十分に伝わっていない。

避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none">○避難誘導は、職員、警察、消防、自主防災組織等が連携して実施している。●避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題である。●消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の退避の見極めが必要である。
------------	--

②水防に関する事項

項目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町では、消防本部からメールや無線機等で直接消防団へ連絡している。 ●停電時や電話不通時といった緊急時の情報伝達手段の確保が今後必要である。 ●提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○毎年、出水期前に県、警察、消防団で重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ○出動指令を受けて水防団（消防団）が受け持ち区間の巡視を実施している ●職員や水防団体の安全対策が必要である。
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○土嚢袋やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。 ●水防資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ●水防資機材の種類や数量の見直しが必要である。
市町庁舎、災害拠点病院等の水害における対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町では、浸水想定区域内に庁舎及び災害拠点病院はない。 ○市庁舎が使用不能の場合は、消防署等に災害対策本部を設置することとしている。 ●一部の市町においては、庁舎が被災した際に被害が最小限にとどまるような水害対策が必要である。 ●想定最大規模の降雨を想定した再検討が必要である。

<u>ダムの洪水調節機能の強化</u>	●異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。
----------------------------	------------------------------------

③河川管理施設等の整備に関する事項

項目	現状と課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	<p>○県は、河川整備計画に基づき整備を実施している。</p> <p>○天端にアスファルト舗装を行い、堤防の保護を実施している。</p> <p>●引き続き、堆積土除去等行い、洪水を安全に流す対策が必要である。</p> <p>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流下能力不足による越水で堤防が決壊 ・平成 27 年関東東北豪雨の被災箇所で再度被災が発生 ・堤防や護岸に被災がなかった河川でも、市街地で甚大な被害が発生
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	<p>○県が土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備を実施。</p> <p>○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等の整備を実施。</p> <p>●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を実施する。</p>

4－3 令和3（2021）年度までに実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2－1、2－2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 <ul style="list-style-type: none"> ・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等 ・<u>再度災害防止対策（改良復旧、堤防強化、堆積土除去等）</u> ・<u>浸水対策検討会を設置し、抜本的な浸水対策を実施</u> 	順次実施 <u>R元年度から実施</u> <u>R元年度から実施</u>	栃木県 <u>栃木県</u> <u>1市</u> 栃木県
■土砂災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等 	順次実施	栃木県
■危機管理型ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強 	順次実施	栃木県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備 ・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備 ・河川防災ヤードの整備 ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理 	H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施	気象台 栃木県 13市町 栃木県 <u>910市町</u> 栃木県

<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水位計や CCTV カメラ等の検討・設置 ・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化 	H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施	栃木県 67 市町 栃木県
--	--------------------------------------	-------------------------

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙 2－1, 2－2 参照）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
<p>■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表 ・水位予報の精度向上検討 ・土砂災害警戒区域 2 巡目調査の実施 ・土砂災害警戒基準線等の見直し ・水位周知河川等の拡大検討 ・広域避難計画の策定 ・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの作成・周知 ・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるごとまちごとハザードマップの検討・周知を含む） 	順次実施 引続き実施 H28 年度から 順次実施 H30 年度から 実施 市町と検討 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 引続き実施	栃木県 栃木県 栃木県 気象台 栃木県 栃木県 3 市町 気象台 栃木県 11 市町 68 市町

<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者利用施設の避難計画の検討・作成及び管理者への周知・啓発 ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し ・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等） ・自助、共助を目指した自主防災組織の充実 	引続き実施 H29 年度から順次実施 H29 年度から順次実施 H29 年度から順次実施	10 市町 10 市町 12 市町 13 市町
<p>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施 	H29 年度から順次実施	12 市町 気象台 栃木県
<p>■防災教育や防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 ・水防災に関する説明会の開催 ・小中学生を対象とした防災教育の実施（教員へのサポートも含む） ・出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供 ・マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施 	引続き実施 H29 年度から順次実施 H29 年度から順次実施 H29 年度から順次実施 順次実施 引続き実施 R2 年度から順次実施	協議会全体 協議会全体 12 市町 気象台 栃木県 協議会全体 +12 市町 気象台 栃木県 気象台 栃木県 9 市町 気象台 栃木県

■共助の仕組みの強化		
・市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有	R2 年度から 順次実施	8 市町
・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施	R2 年度から 順次実施	6 市町
・要配慮者利用施設の避難に関する地域支援体制について検討	R2 年度から 順次実施	3 市町

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化		
・水防団等への連絡体制の再確認	H29 年度から 順次実施	13 市町
・水防団同士の連絡体制の確保	H29 年度から 順次実施	13 市町
・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検	H29 年度から 順次実施	8 市町 気象台 栃木県 協議会全体
・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施	H29 年度から 順次実施	112 市町 気象台 栃木県
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	H29 年度から 順次実施	1213 市町
・ダムの洪水調節機能の強化	R 元年度から 実施	栃木県

第5章

流域編

久慈川・那珂川流域

5－1 流域の概要

【流域の概要】

久慈川・那珂川流域は、久慈川水系の押川流域と、那珂川水系の下流から逆川流域、荒川流域、武茂川流域、簗川流域、那珂川上流域とに大きく分けられ、栃木県が管理する一級河川は、久慈川水系の2河川と那珂川水系の那珂川のほか、逆川、荒川（塩谷）、江川（烏山）、内川、武茂川、権津川、小口川、簗川、蛇尾川、百村川、余笠川など132河川の計134河川である。

押川流域、逆川流域、武茂川流域は、小起伏山地が主体となっており、河川により形成された谷底平野が形成され、沿川に市街地や田園地帯が広がっている。

また、荒川流域、簗川流域、那珂川上流域の上流部は、山地特有の渓谷を有す河川形状となっている。荒川流域の中下流部では丘陵地帯を流下した後、大きく蛇行をしており、河岸段丘が典型的に発達している。簗川流域、那珂川上流域の中下流部では山地から那須野ヶ原扇状地へと変わり、沖積地を形成している。

【過去の被害状況】

昭和61年8月の台風10号が8月4日に襲来し、茂木観測所で総雨量324mmを記録するという未曾有の豪雨による出水で、逆川流域では流域の至る所で堤防の決壊、越水が発生し、茂木町市街地では1,000戸を超える家屋が浸水し、有史以来の大災害となった【茂木災害】。

平成10年8月の台風4号の停滞前線により、8月26日から31日にかけて、大田原観測所で総雨量594mm、那須観測所で総雨量1,254mmを記録し、那珂川、余笠川、黒川、四ツ川、蛇尾川、熊川などで堤防が決壊するなど、甚大な被害を受けた。この洪水により、県北地域を中心に県全体で死者5名、行方不明者2名、家屋全半壊107戸、床上床下浸水2,877戸の被害をもたらした【那須水害】。

平成27年9月の関東・東北豪雨では、台風と低気圧によって9月6日から11日にかけて、那須高原観測所で総雨量288.5mm、塩谷観測所で総雨量346.0mmを記録し、荒川で避難判断水位を超過した。また、簗川上流の塩原ダムにおいては、ダムの計画規模を超える洪水によりダムの容量を超える恐れがあったことから、異常洪水時防災操作が行われた。

この出水により、荒川、簗川で堤防が決壊し、流域全体で浸水面積170ha、家屋全半壊4棟、床上浸水2棟、床下浸水21棟の被害をもたらした。

土砂災害も各地で発生し、那須塩原市上塩原地区の地すべり災害などの甚大な被害をもたらした。

【河川改修・砂防事業の状況】

本流域では、昭和31年度から簗川、昭和37年度から蛇尾川、昭和63年度から荒川の整備に着手し、荒川上流に昭和43年度に西荒川ダム、平成2年度に東荒川ダム、簗川上流には昭和54年度に塩原ダム、宮川上流には昭和60年度に寺山ダムが完成している。また、昭和61年の茂木災害を契機として、逆川で激甚災害対策特別緊急事業を、平成10年の那須水害では、余笠川で一定災、黒川（那須）と四ツ川で災害助成事業をそれぞれ導入して整備を行っている。その後、百村川、巻川で床上浸水対策特別緊急事業を導入するとともに、江川、武茂川、熊川等の整備に着手しており、現在、引き続き、荒川、江川、武茂川、熊川等の整備を進めている。

なお、平成28年度末で、河川の整備が必要な区間のうち、時間雨量30mm～50mm程度の雨を安全に流すことのできる区間の割合は約63%となっている。

また、砂防事業については、那須野ヶ原扇状地に災害を発生させてきた蛇尾川、熊川、簗川などにおける砂防堰堤や流路工を設置してきた。

平成27年関東・東北豪雨では、那須塩原市上塩原において地すべり災害が発生したが、災害関連緊急地すべり対策事業を導入して整備を行っている。

現在、本流域における土砂災害対策は、土砂災害の発生により甚大な被害が生じる可能性の高い社会福祉施設等を保全対象とする箇所について、優先的に整備を進めている。

【流域の特徴】

本流域の主な特徴としては、全体的に河床勾配が急であり、短時間のうちに水位が上昇し易いこと、特に、那須野ヶ原扇状地では伏流河川が多く、出水になると急激に水位が上昇することなどが挙げられる。

また、蛇尾川、熊川流域の上流部は、断層変質による風化崩壊、断層谷の縦浸食が甚だしく、膨大な土砂の生産源となっている。

5－2 現状と課題

各構成員が実施している主な減災に係る取組の現状と課題は、以下のとおりである。（別紙1参照）

①情報伝達、避難計画等に関する事項 ※現状：○、課題：●（以下同様）

項目	現状と課題
想定される浸水・土砂災害リスクの周知について	<p>○全ての市町で、ハザードマップを作成し、住民へ配布又はホームページへ掲載している。</p> <p>●住民が浸水想定区域図等を浸水・土砂災害リスクとして認識していない。</p> <p>●県が作成する想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図等や土砂災害警戒区域の2巡回調査結果に合わせて洪水・土砂災害ハザードマップの改訂が必要である。</p> <p>●ダム放流の機能や操作（異常洪水時防災操作を含む）に関する情報が十分に認知されていない。また、浸水リスクの情報が周知されていない。</p>
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて	<p>○県は、直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。</p> <p>○県管理河川についても県が洪水予報を発表しており、関係機関への連絡を行い住民への周知を図るとともに県知事から関係自治体首長に対して情報伝達（ホットライン）をしている。</p> <p>○県は、気象庁と共同で発表する土砂災害警戒情報について関係機関へ情報提供を行うほか、さらに土砂災害の危険性が高まった際の県知事から関係自治体首長に対しての情報伝達体制（ホットライン）を確立している。</p> <p>●避難の判断基準となる水位等が、自治体や住民といった受け手側には分かりにくく、適切な行動に結びついていない。</p> <p>●文字情報や水位などの数値情報だけの伝達では、切迫感をもって伝わらず、避難行動に生かされていない。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ●的確な避難行動となるよう、運用から10年が経過した土砂災害警戒基準線等の見直しを行う必要がある。
避難勧告等の発令基準について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町で、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、発令基準を定め、実施している。 ●発令にあたって、降雨や水位の見込や予想をするのは難しく、特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ●ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない。避難勧告等と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実を図ることが必要である。
避難場所、避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> ○市町が避難場所として公共施設等を指定し、水害ハザードマップ、ホームページ等で周知している。 ○避難経路については、指定していない。 ●住民は、避難経路が水害ハザードマップには記載されていないため、防災訓練等において安全避難経路を事前に確認しておく必要がある。 ●地区によっては適切な避難場所がなく、移動手段等を状況に応じて検討が必要である。 ●避難経路に土砂災害警戒区域があり、回避しての避難経路の指定は困難であり、孤立集落が発生するおそれがある。
住民等への情報伝達の方法について	<ul style="list-style-type: none"> ○市町の避難情報の伝達方法は複数（ホームページ、防災行政無線、フェイスブック等）確保している。 ●市町において、避難勧告等の伝達手段は確保しているが、住民へ周知ができているかが不安である。 ●防災行政無線は豪雨などの騒音等により聞き取れないおそれがある。 ●ダムの操作に関する情報等が災害時の適切な行動に十分に活用されておらず、住民等に緊急性や切迫感が十分に伝わっていない。

避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none">○避難誘導は、職員、警察、消防、消防団、自主防災組織が連携して実施している。●市民の一人一人の避難の意識の向上が必要である。●避難行動要支援者への避難誘導方法が課題である。
------------	--

②水防に関する事項

項目	現状と課題
河川水位等に係る情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ○一部の市町では、河川監視カメラを設置し、映像をリアルタイムで配信している。 ●住民が災害時に自ら浸水に関する情報収集を行えるよう平常時から周知することが必要である。 ●提供する情報が専門的な表現となっており、住民等にとって分かりづらくなっている。
河川の巡視区間、水防活動の実施体制について	<ul style="list-style-type: none"> ○出水期前に県、警察、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ●水防活動は、水防団員の減少・高齢化等により巡視員の人員確保や安全管理の徹底が必要である。
水防資機材の整備状況について	<ul style="list-style-type: none"> ○市防災倉庫、消防署、県水防倉庫において、土嚢やロープ、ブルーシート等を庁舎、水防倉庫、消防署などに用意している。 ●水防資機材の種類や過不足の確認及び計画的な整備が必要である。
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	<ul style="list-style-type: none"> ○市庁舎及び災害拠点病院の浸水想定なし。 ●大規模な水害時には、庁舎や災害拠点病院等が浸水し、機能が低下・停止してしまうため、最小限の被害にとどまるような水害対策である。
<u>ダムの洪水調節機能の強化</u>	<u>●異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。</u>

③河川管理施設等の整備に関する事項

項目	現状と課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	<p>○県は、河川整備計画に基づき整備を実施している。</p> <p>○天端にアスファルト舗装を行い、堤防の保護を実施している。</p> <p>●引き続き、堆積土除去等行い、洪水を安全に流す対策を実施する。</p> <p>●令和元年東日本台風で次の課題が生じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流下能力不足による越水で堤防が決壊 ・平成 27 年関東東北豪雨の被災箇所で再度被災が発生 ・堤防や護岸に被災がなかった河川でも、市街地で甚大な被害が発生
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	<p>○県が土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備を実施。</p> <p>○土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある要配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域（重点整備箇所）において砂防堰堤等の整備を実施。</p> <p>●引き続き、砂防堰堤等の整備を行い、土砂災害防止対策を実施する。</p>

5－3 令和3（2021）年度までに実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。

1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2－1、2－2参照）

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水を河川内で安全に流す対策 <ul style="list-style-type: none"> ・河道拡幅、護岸整備（河岸侵食対策）等 ・<u>再度災害防止対策（改良復旧、堤防強化、堆積土除去等）</u> 	順次実施 <u>R元年度から実施</u>	栃木県 栃木県
■土砂災害防止対策 <ul style="list-style-type: none"> ・砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等 	順次実施	栃木県
■危機管理型ハード対策 <ul style="list-style-type: none"> ・堤防天端の保護、堤防裏法尻の補強 	順次実施	栃木県
■避難行動、水防活動に資する基盤等の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備 ・防災行政無線の改良、防災ラジオの配布等の整備 ・河川防災ヤードの整備 ・水防活動を支援するための水防資機材等の配備（新技術活用も含め）及び適切な管理 ・簡易水位計やCCTVカメラ等の検討・設置 	H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施 H29年度から 順次実施	気象台 栃木県 9市町 栃木県 8市町 栃木県 栃木県

・浸水時においても災害対応を継続するための施設の整備及び自家発電装置等の耐水化	H29 年度から順次実施	5 市町 栃木県
---	--------------	-------------

2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。（別紙2-1、2-2参照）

①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等		
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図等の作成や氾濫シミュレーションの公表	順次実施	栃木県
・水位予報の精度向上検討	引き続き実施	栃木県
・土砂災害警戒区域2巡回調査の実施	H28 年度から順次実施	栃木県
・土砂災害警戒基準線等の見直し	H30 年度から実施	気象台 栃木県
・水位周知河川等の拡大検討	市町と検討	栃木県
・広域避難計画の策定	H29 年度から順次実施	4 市町 気象台 栃木県
・想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を考慮したハザードマップの作成・周知	H29 年度から順次実施	910 市町
・地域の特性を踏まえた適切な避難方法（垂直避難等）の検討・周知（効果的なまるごとまちごとハザードマップの検討・周知を含む）	引き続き実施	67 市町
・要配慮者利用施設の避難計画の検討・作成及び管理者への周知・啓発	引き続き実施	8 市町

<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し ・対象地区全住民への確実な情報伝達方法の確立（自治体未加入世帯、高齢者、外国人等） ・自助、共助を目指した自主防災組織の充実 	H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施	<u>89</u> 市町 栃木県 9 市町 <u>910</u> 市町
<p>■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイムラインの作成及び実践的な訓練の検討・実施 	H29 年度から 順次実施	協議会全体
<p>■防災教育や防災知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 ・水防災に関する説明会の開催 ・小中学生を対象とした防災教育の実施（教員へのサポートも含む） ・出前講座等を活用した講習会（啓発活動）の実施 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信 ・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供 ・マイ・タイムラインや防災マップ等の避難の実効性を高める取組の実施 	引続き実施 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 H29 年度から 順次実施 順次実施 引続き実施 <u>R2 年度から</u> <u>順次実施</u>	協議会全体 協議会全体 協議会全体 協議会全体 氣象台 栃木県 氣象台 栃木県 氣象台 栃木県
<p>■共助の仕組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町の高齢者福祉部局等と協議会等に関する取組の情報共有 ・地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携した水害からの高齢者に対して 	<u>R2 年度から</u> <u>順次実施</u> <u>R2 年度から</u> <u>順次実施</u>	8 市町 8 市町

<u>避難行動の理解促進に向けた取組の検討・実施</u>		
・要配慮者利用施設の避難に関する地域の支援体制について検討	<u>R2 年度から順次実施</u>	<u>5 市町</u>

②洪水氾濫や土砂災害による被害の軽減、避難時間の確保のための水防・土砂災害防止活動の取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動や土砂災害防止活動の実施及び水防体制の強化		
・水防団等への連絡体制の再確認	H29 年度から順次実施	10 市町
・水防団同士の連絡体制の確保	H29 年度から順次実施	10 市町
・水防団等が参加する洪水・土砂災害に対しリスクが高い区間の共同点検	H29 年度から順次実施	<u>8 市町</u> <u>気象台</u> <u>栃木県</u> <u>協議会全体</u>
・関係機関が連携した実働水防訓練・土砂災害防災訓練等の検討・実施	H29 年度から順次実施	<u>9 市町</u> <u>気象台</u> <u>栃木県</u> <u>協議会全体</u>
・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進	H29 年度から順次実施	<u>89 市町</u>
・ダムの洪水調節機能の強化	<u>R 元年度から実施</u>	<u>栃木県</u>

(1) 【現状】水害リスク情報や減災に係る取組

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市
対象流域	利・鬼	渡	利・渡	利・渡	利	利・鬼・渡	利・鬼	鬼	久
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	<ul style="list-style-type: none"> 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域の見直しに伴い、ハザードマップの改訂を行い、対象区域に配布するとともに、地域への説明会や出前講座等で周知を図っている。 市内の土砂災害警戒区域のハザードマップを作成済、県による土砂災害警戒区域の見直し等に合わせ、ハザードマップを改訂する予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップや防災訓練、防災講話などの機会を捉え、気象予報・警報などへの注意喚起を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> 栃木市防災ハザードマップを市内戸へ配布するとともに、市ホームページで公表している。 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域や、土砂災害警戒区域の追加指定が反映されたハザードマップの改訂を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 水位上昇により避難勧告等発表する場合には、事前に介護施設等へ電話連絡をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域図（ハザードマップ）を作成し、HPで公表、また全世帯へ配布している。 今後、浸水想定区域の見直しに合わせてハザードマップの改訂を行う予定。 	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域が指定されていない当市では、開東・東北豪雨時の浸水被害を地図におとし、今後注意が必要な個所として各自治会へ配布した。 土砂災害警戒区域等については、ハザードマップ作成時に該当地区に全戸配布した。また、出前講座等で随時周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水浸水想定区域内の住民に対し、説明会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 洪水ハザードマップの全戸配布、及び市ホームページに掲載することにより浸水想定区域の周知や、想定浸水深を電柱に表示することによる周知をしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ハザードマップに浸水想定区域を掲載し、全戸配布するとともに、ホームページで公表している。
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて									
避難勧告等の発令基準について	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルを作成し、避難勧告等の発令基準を定めている。 (1) 避難準備・高齢者等避難開始 <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (2) 避難勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (3) 避難指示（緊急） <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 本市「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づいて行う。その際、次の点に留意する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 避難準備・高齢者等避難開始 <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫注意水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 (2) 避難勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が避難判断水位を観測し、水位の上昇が予想される場合 (3) 避難指示（緊急） <ul style="list-style-type: none"> ・水位観測所の水位が氾濫危険水位を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、災害警戒・対策本部の決定をもって発令している。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、災害警戒・対策本部の決定をもって発令している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難準備・高齢者等避難開始 <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や県から提供される雨量や河川水位、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の情報収集、及び職員や消防団員からのハトロール情報を基に総合的に判断して発令する。 2. 避難勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・基準観測場において、避難判断水位に達した場合 3. 避難指示（緊急） <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省や県から提供される雨量や河川水位、土砂災害警戒判定メッシュ情報等の情報収集、及び職員や消防団員からのハトロール情報を基に総合的に判断して発令する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1. 避難準備・高齢者等避難開始 <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 基準地点水位が氾濫注意水位に達した場合。 ・(2) 避難勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・(3) 避難指示 2. 避難警告 <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 基準地点水位が避難判断水位に到達し、かつ、〇〇川はん蓋注意情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値（鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値）、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後避難判断水位を超えると判断したとき。 ・(2) 避難勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・(3) 避難指示 3. 水位・氾濫警戒情報 <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 基準地点水位が氾濫危険水位に達し、かつ、〇〇川はん蓋警戒情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値（鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値）、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後はん蓋危険水位に到達することが予想されるとき。 ・(2) 破堤につながるおそれのある漏水等が確認される等、堤防等の河川構造物の崩壊が予測されるとき。 ・(3) 内水氾濫が発生するおそれがあるとき。（鬼） 4. 水害警戒情報 <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 基準地点水位がはん蓋危険水位に到達し、かつ、〇〇川はん蓋警戒情報が発表されたとき。 ・(2) 水位にかかわらず、堤防等の河川構造物の崩壊が差し迫った状況にあるとき。 ・(3) 内水被害が発生したとき。（鬼） 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 避難準備・高齢者等避難開始 <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 基準地点水位がはん蓋注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合。 ・(2) 避難勧告 <ul style="list-style-type: none"> ・(3) 避難指示 2. 避難警告 <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 基準地点水位が氾濫判断水位に到達し、かつ、〇〇川はん蓋警戒情報が発表されるとともに、市が観測する水位観測値（鬼怒川及び田川については国又は県が観測した水位観測値）、及び国・県が発表する予測水位等から判断して、今後はん蓋危険水位に到達することが予想されるとき。 ・(2) 破堤につながるおそれのある漏水等が確認される等、堤防等の河川構造物の崩壊が予測されるとき。 ・(3) 内水氾濫が発生するおそれがあるとき。（鬼） 3. 水位・氾濫警戒情報 <ul style="list-style-type: none"> ・(1) 基準地点水位がはん蓋危険水位に到達し、かつ、〇〇川はん蓋警戒情報が発表されたとき。 ・(2) 水位にかかわらず、堤防等の河川構造物の崩壊が差し迫った状況にあるとき。 ・(3) 内水被害が発生したとき。（鬼） 	<ul style="list-style-type: none"> ・大田原市地域防災計画にて基準を確にし、周知している。 	
避難場所・避難経路について	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校や地区市民センター等を避難所として指定しており、「わが家の防災マニュアル」「宇都宮市洪水ハザードマップ」「HP」等により周知（避難経路については、表示していない） 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校等の公立文教施設、一部の施設には浸水域による高さ制限がある。避難経路は指定していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校や公民館、体育施設、福祉施設などの公共施設を、避難場所として指定しており、ハザードマップやHPにより周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校・地区公民館・基幹集落センター、コミュニティセンター等を避難場所として指定しており、ハザードマップやホームページにて周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急避難場所等は、常に見直しや追加を行い該当する自治会へ周知している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所・大規模公園、町会長等へ電話連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所は、真岡市防災マップ（全戸配布、ホームページ等により周知している。避難経路については指定はしていないが暮らしの便利帳（全戸配布）により周知、避難経路は指定はしていないが暮らしの便利帳等により事前確認、選定の記載あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所等については、ハザードマップ、ホームページ等により周知している。避難経路については指定はしていないが、浸水想定区域等の危険区域を通らずに避難することとしている。 	
住民等への情報伝達の方法について									
避難誘導体制について	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を発令した場合は、広報車、登録制メール配信、緊急速報メール、Ｌアラート、報道機関等あらゆる手段を活用して市民に伝達する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市広報車両や消防車両による広報活動に加え、Ｌアラートや応援協定メール、ラジオによる放送、市ホームページ、ツイッターへの掲載、エリヤメールや消防防災メールなどによる情報発信などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を発令した場合は、以下の方針にて伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> ・町会長等へ電話連絡 ・防災行政無線、コミュニティFM放送、ケーブルテレビ、広報車、メール配信サービス、フェイスブック、ツイッター、緊急速報メール、Ｌアラート、報道機関の協力等により広報を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難勧告等を発令した場合は、以下の方法にて伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> ・町会長等へ電話連絡 ・防災行政無線、市車両等による広報 ・市HPやツイッター、フェイスブック ・Ｌアラート ・緊急速報メール ・防災メール 	<ul style="list-style-type: none"> ・同報系無線（戸別受信機）、緊急速報メール、日光市防災メール、Ｌアラート、車両による広報による情報配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・同報系防災行政無線、小山市安全安心情報メール、緊急速報メール、Ｌアラート、車両による広報による情報配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を発令した場合は、以下の方法により伝達する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会長、自主防災会長へ電話連絡 ・防災行政無線、市車両等による広報 ・市HPやツイッター、フェイスブック ・Ｌアラート ・緊急速報メール ・防災メール 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織及び自治会長への電話連絡、登録制メール、エアメール、防災行政無線、広報車、テレビ、ラジオへの情報提供、ＳＮＳといった各種方法により行うこととしている。 	

資料2

流域部会名
利:利根川上流域部会 鬼:鬼怒川・小貝川上流域部会
渡:渡良瀬川流域部会 久:久慈川・那珂川流域部会

②水防に関する事項

項目	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市
対象流域	利・鬼	渡	利・渡	利・渡	利	利・鬼・渡	利・鬼	鬼	久
河川水位等に係る情報提供について	・MCA無線機やEメールにて、情報を配信している。	・氾濫危険水位に達した時、水防信号(サインレン信号)により周知を行う。また必要に応じて消防防災メールによる情報提供のほか、各消防団員へは地上波テレビ放送(データ放送)による情報収集や「川の防災情報」による情報収集に努めるよう指示を行っている。	・水防警報等の河川水位に係る情報は、市消防本部から水防団へ連絡している。	・市消防本部を通じて消防団へ連絡している。	・水防本部から災害対策本部へ情報提供を行っている。	・市消防本部を通じて消防団へ連絡している。	・小山市から関係機関団体への連絡系統あり	・水防団(消防団)へ、災害対策本部から連絡をしている。 市ホームページにて、国土交通省の「川の防災情報」や栃木県の「リアルタイム雨量・河川水位観測情報」等へのリンクを掲載している。 河川状況の画像をケーブルテレビのデータ放送、スマートフォン用アプリにより公開をしている。	・視覚的に分かりやすいよう、河川監視カメラを市内重要河川8箇所に設置し、映像をほぼリアルタイムでyoutubeにより配信している。
河川の巡回区間、水防活動の実施体制について	・水防計画により、河川の巡回区間を定め、巡回を実施している。 ・毎年、市内の重要水防箇所調査及び水防倉庫の点検を実施している。 ・毎年、関係機関と連携を図り、市水防訓練を実施している。	・各水防団(消防団)の受け持ち区域があり、出動指令等により巡回を実施。 ・毎年、出水期前に県土木事務所、市、消防等で重要水防箇所及び水防倉庫の合同点検を行っている。 ・各消防団の担当地区内の河川巡回	・各消防団の担当地区内の河川巡回。	・水防本部により河川巡回を行っている。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・毎年、出水期前に、冠水、越水となる恐れを観測。 ・消防団による河川堤防上の警戒巡回を行つ。	・水防計画により、消防団、市職員により監視ポイントの巡回を行い、各地点において冠水、越水となる恐れを観測。 ・市職員による河川巡回を実施している。	・出勤の指令を受けた水防団(消防団)が受け持ち区間の巡回を実施している。 ・毎年実施している市防災訓練の際に、土のう積み訓練を行っている。	・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・毎年実施している市防災訓練の際に、土のう積み訓練を行っている。
水防資機材の整備状況について	・砂のうを各消防署に備蓄するとともに、市内8箇所の水防倉庫に水防資機材を配備。 ・平成29年度より、宇都宮市消防局に津波・大規模風水害対策車(水陸両用バギー・排水ポンプ等を積載)を配備。	・水防倉庫、消防署、水防団(消防団)詰所に資器材を配備。 ・土のう3,300袋、フルコン袋11,000枚、木杭1,400本等	・土のう、綱、シートを消防団の水防倉庫に分散して保管しており、点検についても数か月に1度実施している。 ・土のう68,400袋、ロープ2,995m、杭7,040本、鉄線1,735kg等	・市内水防倉庫等に、土のう8,700袋他備蓄。	・市内の8箇所のコミュニティセンターに土壌袋1,900袋、砂20t配備。	・市内20か所に土のうステーションを設置している。 ・各消防署に救命ボートやスコップ等水防資器材を保有している。 ・毎年、出水期前の水防資機材の点検を実施している。	・消防署及び分署等のほか、過去の水害被害があった場所付近の公園に土のうを配備し、また、水防工法に対応する資機材を配備している。 ・本府、支所、出張所及び補修基地に土のうを備蓄している。 ・大田原市水防団の水防倉庫に水防資機材を備蓄している。	・庁舎使用不能の場合、災害対策本部は真岡消防署に設置。 ・芳賀赤十字病院は高台に位置しているため、浸水想定無し。	・浸水想定区域に位置していない。
市町役場、災害拠点病院等の水害時における対応について	・市庁舎及び災害拠点病院は、浸水想定区域にない。(利根川上流) ・浸水想定区域内の地区市民センター(指定避難所)に、太陽光発電及び蓄電池を設置、またMCA無線を配備している。《鬼》	・市庁舎の浸水想定は0～0.5m未満。被害発生により庁舎機能が損なわれるような場合には、他の施設に機能を移転して業務を継続する。	・災害対策本部は、市役所本庁舎に設置する。(浸水想定区域外) ・平成27年9月関東・東北豪雨災害の際は、周辺道路が冠水したが、庁舎機能は損なわれなかった。	・水防本部及び災害対策本部は、佐野市役所庁舎に設置する(浸水想定区域外)。 ・災害対策本部は設置する。災害拠点病院は上都賀総合病院となる。	・当市には浸水想定区域が存在しないが、本庁舎が使用できない場合には、消防庁舎に災害対策本部を設置することとしている。	・災害対策本部は市役所本庁舎(洪水ハザードマップでの浸水想定区域ではない。)	・庁舎使用不能の場合、災害対策本部は真岡消防署に設置。	・芳賀赤十字病院は高台に位置しているため、浸水想定無し。	・浸水想定区域に位置していない。

③河川管理施設等の整備に関する事項

(1) 【現状】水害リスク情報や減災に係る取組

流域部会名
利:利根川上流域部会 鬼:鬼怒川・小貝川上流域部会
渡:渡良瀬川流域部会 久:久慈川・那珂川流域部会

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町
対象流域	久	久	鬼・久	鬼・久	利・鬼	利・鬼	鬼	久	鬼・久
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	・ハザードマップに、幕川の浸水想定区域は記載済み ・洪水ハザードマップ、防災ハザードマップを作成し、住民等に配布するとともに市HP等に掲載し周知している。 ・洪水予報河川であっても対象区間以外では浸水リスクが不明で、周知できていない。 ・ハザードマップを市内全戸配布済み。関東・東北豪雨の後にそれを踏まえたシミュレーションの浸水想定区域図を使用し、新たなハザードマップの更新を行う予定。(H30年度)	・鬼怒川・小貝川上流域において本市が属する部分については、洪水浸水想定区域外である。《鬼》 ・国・県管理河川の想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直し結果に基づき、平成30年版ハザードマップを改定を行い浸水リスク情報を住民に対して周知を行った。(久) ・県の土砂災害警戒区域の2箇目調査が完了次第、ハザードマップを改定する予定。	・鬼怒川・小貝川上流域において本市が属する部分については、洪水浸水想定区域外である。《鬼》 ・国・県管理河川の想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直し結果に基づき、平成30年版ハザードマップを作成公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直しに合わせてハザードマップの改訂を行う。	・鬼怒川・小貝川上流域において本市が属する部分については、洪水浸水想定区域外である。《鬼》 ・国・県管理河川の想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直し結果に基づき、平成30年版ハザードマップを作成公表している。 ・今後、想定しうる最大の洪水に対する浸水想定区域の見直しに合わせてハザードマップの改訂を行う。	・ハザードマップを全戸配布	・ハザードマップを全戸配付及び町HPにアップ。町防災訓練時、参加者にハザードマップを配付。	・ハザードマップを全戸配布	・ハザードマップを全戸配布	・ハザードマップを全戸配布
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて									
避難勧告等の発令基準について	・幕川については、佐久山観測所の水位元を発令基準制定済み ・避難勧告等の判断基準・伝達マニュアルを基づき、以下の基準を参考に、河川巡視等による現地情報や気象予測等を総合的に捉えて発令する。 (1)避難準備・高齢者等避難開始 ○水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○氾濫注意情報が発表されたとき (2)避難勧告 ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に達することが見込まれる場合、又は避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が予想される場合 ○氾濫警戒情報が発表されたとき (3)避難指示（緊急） ○水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ○氾濫危険情報が発表されたとき	「避難勧告等の発令基準」を作成し、発令基準を定めている。 ・空振りを恐れることなく、河川上流部における降水量（予想雨量も考慮）を加味し、氾濫注意水位に達し、かつ、低位の浸水し易い重点箇所を巡回・点検をするとともに、とちぎ土砂災害警戒情報システムを活用し、早め早めの避難勧告等の発令を行うものとする。	(1)避難準備・高齢者等避難開始 ・水位観測所の水位が避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はんまつ警戒情報が発表されたとき (2)避難勧告 ・はんまつ警戒情報が発表されたとき ・水位観測所の水位がはんまつ危険水位に達した場合 ・はんまつ危険情報が発表されたとき (3)避難指示（緊急） ・水位観測所の水位がはんまつ危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はんまつ危険情報が発表されたとき ・はんまつ危険情報が発表されたとき (4)避難指示（緊急） ・水位観測所の水位がはんまつ危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はんまつ危険情報が発表されたとき	避難勧告等の判断・伝達マニュアルにて ・はんまつ危険情報が発表されたとき (2)避難勧告 ・はんまつ危険情報が発表されたとき ・水位観測所の水位がはんまつ危険水位に達した場合 ・はんまつ危険情報が発表されたとき (3)避難指示（緊急） ・はんまつ危険情報が発表されたとき ・水位観測所の水位がはんまつ危険水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はんまつ危険情報が発表されたとき	「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により発令基準を定めている。	・地域防災計画内、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により発令基準を定めている。	・地域防災計画内、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」により発令基準を定めている。	・地域防災計画内、「避難の勧告又は指示」に基準を定めている。	・地域防災計画内、「避難の勧告又は指示」に基準を定めている。
避難場所・避難経路について	・ハザードマップに避難所を表示している。 ・洪水ハザードマップ（蛇尾川、那珂川、市HP等）により避難場所を周知している。また、ハザードマップに避難方向は表示しているが、避難経路は指定していない	・ハザードマップにて避難所・避難場所・避難方向の表示や浸水区域を示している ・浸水想定区域外に避難場所を設けることの他に、平常時から浸水リスクの高い地域住民に対しては、当該地域の防災訓練等において安全避難経路を事前に確認しておくよう周知している。(久)	・避難所は下野市洪水ハザードマップ、HP、広報誌により周知。 ・避難方向は設定したが、避難経路については表示していない。	・避難場所は17箇所を指定しておりハザードマップにより周知している。 ・避難経路については、自主防災組織の訓練等を通じて、地域に沿った経路を策定できるよう町も支援していく予定	・避難所は益子町マップ、HPにより周知。 ・避難経路については、指定していない。	・避難所はハザードマップを配付して周知している。また、HPでも公開している。	・避難場所については、ハザードマップに記載。HPでも掲載している。		
住民等への情報伝達の方法について	・避難勧告等は同報系防災行政無線および市のメール配信サービス、ホームページ、ツイッター、広報車、消防団、関係区長への電話連絡、L-アラート等を活用し周知を図る。	・避難勧告等を発令した場合は、次の方法により対象地区住民等に情報を伝達する。 防災行政無線 ・登録制メール ・ツイッター ・フェイスブック ・市ホームページ ・緊急速報メール ・広報車（消防団含む） ・自主防災会長、自治会長への電話連絡 ・防災行政無線（塩原地区のみ） ・ケーブルテレビ（塩原地区のみ） ・電話応答システム（塩原地区のみ） ・協定に基づく放送要請（テレビ・ラジオ）	・防災メールの登録推進を図り、数多くの住民に対し防災情報をプッシュ配信している。 ・登録制メール ・Lアラート ・防災メール ・市ホームページ ・緊急速報メール ・広報車による見回り。 ・自主防災組織、民生委員による声かけ。 ※防災無線の音達区域外の方への戸別受信機無償譲渡制度を行っている。	・避難勧告・指示を発令した場合は、次回の方法により伝達する。 防災行政無線 ・登録制メール ・Lアラート ・防災メール ・市ホームページ ・緊急速報メール ・広報車による見回り。 ・自主防災組織による声かけ。 ※防災無線の音達区域外の方への戸別受信機無償譲渡制度を行っている。	・Lアラートや、登録制メールを通じ避難情報等の配信を行っている。 ・登録制メールについては自治会を通じ、加入の促進を進めている。 ・災害時要援護者、福祉関係機関等（要援護者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等） ・緊急事態等、必要により市職員、消防団員の巡回や自治会へ情報提供している。	災害の状況、伝達先に応じて最善の手段により伝達するものとする。 ・伝達先 ・住民（住民、自治会長、民生委員、自主防災組織代表者等） ・災害時要援護者、福祉関係機関等（要援護者の事前登録者、町社会福祉協議会、老人ホーム、保育所、病院等） ・緊急事態等、必要により市職員、消防団員の巡回や自治会へ情報提供している。	・緊急速報メール、登録制メール、C A T V、町HP、広報車、消防車により情報を発信している。	・防災行政無線。防災メール。広報車。HP。電話。消防自動車等。	
避難誘導体制について	・上記手段を通じ、開設避難所を案内する。	・市が、警察、消防団、自主防災組織等の協力を得て実施する。	・市職員 ・消防団員 ・警察・消防署（要支援者含） ・民生員（要支援者含） ・自主防災組織（要支援者含）	・自主防災組織の重要性をアピールし、地域内における「互助・・「共助」のシステムが確立されるようサポートする。 ・地元消防団の協力を得ながら、安全な避難誘導体制を構築する。	・市職員、消防団員、自主防災組織、警察官が連携して避難誘導に努める。	・消防団による各戸訪問等を行っていく。 今后は自主防災組織主体の避難誘導体制を構築していく予定	・町職員、警察官、消防団員、自主防災組織等が連携して行う。 ・社会福祉協議会、消防団が行う。また、警察署、消防署へ協力を要請する。	・町職員、消防団、警察、消防が協力して行う。	

②水防に関する事項

項目	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町
対象流域	久	久	鬼・久	鬼・久	利・鬼	利・鬼	鬼	久	鬼・久
河川水位等に係る情報提供について	・気象警報発令時においては、観測所水位を関係課にて確認している。 ・指定河川洪水予報(はん濫注意情報)を除く)を登録制メール、市HP(アラート連動)で配信している。 ・ダム管理者からの放流情報を登録制メール、ツイッター、フェイスブック、市HPで配信している。 ・電話応答システム(塩原地区のみ)	・出水期前に、県の「リアルタイム雨量河川水位観測情報システム」のアクセス情報を広報誌に掲載し住民への周知を図っている。 ・現地消防団(水防団)と災害対策本部にて情報のやり取りを行っている。		・防災メールの登録推進を図り、数多くの住民に対し防災情報をプッシュ配信している。 ・「とちぎテレビ」のデータ放送にも情報をアップし、周知を図ることとしているが、住民自らが情報を取りに行って下さるよう、平常時からPRする。 ・「とちぎ土砂災害警戒情報システム」の周知を行っている。		・登録制メールにより配信している。	・災害対策本部より直接消防団へ連絡	・防災担当者と消防団幹部には県河川課からの短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報が配信されるようにしている。	・災害対策本部から直接消防団へ連絡する
河川の巡回区間、水防活動の実施体制について	・土木事務所とともに重要水防箇所の点検を行っている。	・毎年、出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。 ・消防団(水防団)の水防訓練を実施している。 ・伝統的水防工法の継承は困難な状況にある。	・各消防団(水防団)の担当地区内の河川巡視を実施。 ・重要水防箇所については、出水期の前に下館河川事務所と合同で点検を行っている。《鬼》	・毎年、出水期前に、市の水防計画の見直しを図り、当該内容に沿い、消防団と共に、意思統一を図り、実践に役立てられるよう準備する。	・消防団員が平常時から担当区域の巡視を実施している。	・出水期前に県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・消防団(分団)が管轄地区を出動指令を受けて巡視を実施する。	・毎年、出水期前に県、警察、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・地元消防団による巡回(自管轄地区内)
水防資機材の整備状況について	・市において土嚢の備蓄を行っている。	・市内6か所の水防倉庫及び消防署に資器材を整備している。 ・市役所本庁舎及び支所庁舎に土のうを備蓄している。	・防災倉庫、本部消防局所に土のうを備蓄している。(市内3箇所) ・水防団へのライフジャケットの配備。	・土のう等のストックは、早くからの備蓄に努め、その他の資機材については、計画的に購入し、備蓄に努めるものとする。 《久》	・現在、防災倉庫、水防倉庫の市内6カ所に土のう等を備蓄している。 ・今後、重要水防箇所により近い場所に土のう等の備蓄を検討している。	・水防倉庫に土のう袋、役場駐車場に土のう用砂を備蓄している。 ・シート270枚、土のう袋600枚など	・水防倉庫に杭、土のう、ブルーシートなどの資機材を備蓄している。	・土嚢、シート、水中ポンプ等	
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	・市庁舎及び災害拠点病院は、今のところ浸水想定区域に位置していない。	・災害対策(現地)本部を開設する市本庁舎及び支所は浸水想定区域には立地していない。	・浸水想定区域については、1階になるべく水に弱い機械等が置いてある状態にならないように今後移行する。(サーバー室等の移設・耐水)	・幸いにも、本市の防災拠点は、水害を被る箇所には建っておらず、特段の配慮は必要ないと考えられる。	・市庁舎使用不能の場合は、ゆうゆう館に本部を設置	・市庁舎及び災害拠点病院は、浸水想定区域に位置していない。	・災害対策本部(役場)は、浸水想定区域外	・「役場庁舎」が使用不能になった場合は、「茂木町防災館」を代替場所とする。	・代替施設「中央公民館」

③河川管理施設等の整備に関する事項

(1) 【現状】水害リスク情報や減災に係る取組

流域部会名
利:利根川上流域部会 鬼:鬼怒川・小貝川上流域部会
渡:渡良瀬川流域部会 久:久慈川・那珂川流域部会

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	宇都宮気象台	栃木県
対象流域	鬼	利	利	鬼・久	鬼	久	久	全流域	全流域
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	・洪水ハザードマップを全世帯に配布している。 ・県では、洪水予報河川及び水位周知河川について洪水浸水想定区域図を作成公表している。 ・今後、想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成予定。	・県では、洪水予報河川及び水位周知河川について洪水浸水想定区域図を作成公表している。 ・今後、想定最大規模降雨に対応したハザードマップを作成予定。	・洪水ハザードマップにより周知	・高根沢町地震・洪水ハザードマップにより周知	・平成10年那須水害時の災害規模を想定した洪水ハザードマップを作成し、公表している。	・洪水予報河川について浸水想定区域図を基に洪水ハザードマップ作成し全戸配布している。	・洪水警報の危険度分布を平成29年7月4日から提供している。	・県管理河川のうち、洪水予報河川及び水位周知河川について洪水浸水想定区域図を作成・公表している。 ・今後、想定最大規模による洪水浸水想定区域図へと見直しを行なう予定。 ・土砂災害警戒区域の2週目基礎調査を実施している。	
洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミングについて									・直轄河川の洪水予報発令を受け関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川についても洪水予報を発表しており、自治体、警察、消防等関係機関への連絡を行なう住民への周知を行っている。 ・県管理河川が以下の事例(①②)になった時、土砂災害の発生のおそれがある高まった時(③)、直接連絡(ホットライン)を行っている。 ◆知事→市町長 ①氾濫危険情報を発表した場合 ②氾濫発生情報を発表した場合 ③特別警戒指揮官による50年に一度の値を超えたとき(4~5個出水) ◆河川課長・砂防水資源課長 ⇒市町介管管理担当部課長 ①氾濫警戒情報を発表した場合 ②知事ホットラインの運用事象発生時 ③土砂災害警戒情報発表時 ・ダムからの放流を行う場合、FAXにより関係機関へ情報提供を行っている。 ・出水期前にダム放流説明会を実施している。
避難勧告等の発令基準について	・河川水位観測所毎の基準により発令。 ・大雨警報等の情報により発令	・地域防災計画に則す ・現場職員からの情報を参考にする	・「避難勧告等の判断、伝達マニュアル」に定めている。 【避難準備情報・高齢者等避難開始】 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん蒸注意情報が発表されたとき【避難勧告】 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 ・はん蒸警戒情報が発表されたとき【避難指示(緊急)】 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ・はん蒸危険情報が発表されたとき	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ・水位観測所の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 (2) 避難勧告 ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に達し、更に水位の上昇が予想される場合 (3) 避難指示(緊急) ・水位観測所の水位が氾濫危険水位に達した場合 ・はん蒸危険情報が発表されたとき	(1) 避難準備・高齢者等避難開始 ・佐貫水位観測所の水位が2.30m(はん蒸注意水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・氏家体育馆監視測所の水位が1.20m(はん蒸注意水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・南都橋観測所の水位が1.10m(はん蒸注意水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・涌水等が見込まれた場合。 (2) 避難勧告 ・佐貫水位観測所の水位が2.60m(避難判断水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・氏家体育馆監視測所の水位が1.40mに到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・南都橋観測所の水位が1.30mに到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・異常な漏水等が見込まれた場合。 (3) 避難指示(緊急) ・佐貫水位観測所の水位が3.30m(はん蒸危険水位)に到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・南都橋観測所の水位が1.80mに到達し、水位の上昇がさらに見込まれる。 ・異常な漏水の進行や亀裂、すべり等により決壊のおそれがある場合。	・地域防災計画上で定めている発令基準に基づいて、避難勧告等の発令を行っている。	・地域防災計画に記載	・「とちぎ土砂災害警戒情報システム」について、土砂災害警戒判定の更新時間の短縮や高精度化に加え、土砂災害警戒基準線の見直しを行っている。	
避難場所・避難経路について	・避難場所は、洪水ハザードマップに記載。避難経路は方向を矢印で示す。	・広報やHPに掲載しハザードマップの普及を行っている。 ・防災訓練を通じて避難場所や避難経路について確認してもらっている。	・避難場所については、指定緊急避難場所及び一時避難地を地域防災計画に定めている。 ・避難経路については、現在定めていない。 ・洪水ハザードマップを町ホームページに掲載している。	・小中学校やコミュニティセンターなどの公共施設等。 ・避難経路については指定していない。 ・洪水ハザードマップを町ホームページに掲載している。	・高根沢町地震・洪水ハザードマップにより周知	・防災マップ及び洪水ハザードマップを全世帯に配布している。また、ホームページ上での公開も行っている。	・災害種別ごとに町内40箇所を指定緊急避難場所に指定 ・避難経路については、ハザードマップにより周知	・各市町が作成するハザードマップに関する作成支援を行っている。	
住民等への情報伝達の方法について	・避難の準備情報・勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、町広報車、消防団車両などによる広報活動により、避難対象地区の住民への情報周知を図っている。	・防災行政無線 ・H Pによる広報 ・防災メール ・消防団等による広報活動	・防災行政無線、登録制メール、町ホームページ、町広報車、消防ポンプ車、エアメール、報道機関(LIAラート)による伝達。	・避難勧告、指示を実施したときは、当該実施期間は、対象地域の居住民に対する最も迅速で確実、効率的にその内容の周知徹底できるよう、最も次の方法により伝達する。一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険受給者、扶養親族、難病患者、透析患者、外国人(日本語の理解が十分できない者)等の災害時要介護者は、地域住民の協力を得て確実に伝達できるよう配慮する。 (1) 町防災行政無線による伝達 (2) サイレン、鐘等の使用による伝達 (3) 行政区、自主防災組織、消防団等の組織を通じた戸別訪問及び拡声器、電話等による伝達 (4) 広報車使用による伝達 (5) テレビ、ラジオ、有線放送、携帯電話等による伝達 (6) ホームページ、電話、FAX等による伝達	・気象台、県からの情報を基に、登録メーリー、facebook等で情報の提供を行っている。 ・防災行政無線、防災団車両、町ホームページ、防災・防犯メール、報道機関等を通じて全ての人々に伝わるよう留意して伝達する。	・音声告知端末 ・屋外拡声スピーカー ・緊急速報メール ・Lアラート ・広報車 等	・「気象庁ホームページ」で、警報・注意報や指定河川洪水予報等を提供 ・また、高解像度降水ナウキャストや大雨・洪水警報の危険度分布、アメダス観測値等の最新の気象実況や防災気象情報等を提供 ・電話応答装置により気象状況・天気予報を提供 ・テレビ・ラジオなど報道機関の協力を得て、防災気象情報を提供	・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」(インターネット配信)により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けパッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報提供を行っている。 ・「とちぎ土砂災害警戒情報システム」により、土砂災害発生の高まりに関する情報を提供している。 ・「とちぎ地図情報システム」により、土砂災害の発生のおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等)の位置情報を提供している。	
避難誘導体制について	町職員、消防団員、自主防災組織等が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 専門体制	・職員、消防、警察と連携した避難誘導	・町職員、自主防災組織、消防団による誘導 ・要配慮者については、現在マニュアルを作成している。	・町職員、警察、自主防災組織、消防団等の協力を得て、できるだけ近隣の住民とともに集団避難を行うよう指導する。	・消防、警察等関係機関の協力を得て、避難所までの避難誘導を行う。 ・上記関係機関の他、民生委員等の福祉関係者と協力し、避難行動要支援者の避難誘導を行う体制を構築している。	・自主防災組織、消防団、警察の協力を得て避難誘導を行う。			

②水防に関する事項

項目	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	宇都宮気象台	栃木県
対象流域	鬼	利	利	鬼・久	鬼	久	久	全流域	全流域
河川水位等に係る情報提供について	・災害対策本部より直接消防団へ連絡する。 ・HPによる広報 ・防災メールの配信	・洪水の危険性が生じた場合、防災行政無線、登録制メール、町ホームページ、広報車、電話等で関係機関及び住民に情報提供している。	・消防団等については、災害対策本部から直接連絡	・町は必要な情報を収集し、遅滞なく消防団へ通報する。	・気象台、県からの情報を基に、登録制メール、facebook等で情報の提供を行っている。	・関係機関の情報を基に必要に応じて水防団へ周知 ・緊急連絡メールを活用した洪水情報配信(国土交通省)	・河川管理者と共同して指定河川洪水予報を発表 ・洪水による重大な災害のおそれがあるときに、洪水警報を発表し関係機関へ提供 ・また、洪水警報を補足する「洪水警報の危険度分布」を気象庁ホームページで提供 ・警報・注意報や指定河川洪水予報、高解像度降水ナウキャストやメダス観測値等の最新の気象実況や防災気象情報を気象庁ホームページで提供 ・電話応答装置により気象状況・天気予報を提供 ・テレビ・ラジオなど報道機関の協力を得て、防災気象情報を提供	・直轄河川の水防警報発令時に関係機関へ情報提供を行っている。 ・県管理河川については、洪水予報の発表と併せ水防警報を発令している。 ・・とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報』(インターネット配信)により、雨量・河川水位・河川状況映像等の情報を提供している。 ・電話応答装置により雨量・河川水位情報を確認できると共に、NHKデータ放送により、河川情報の配信を行っている。 ・防災担当者向けブッシュ配信として、短時間雨量・河川水位・洪水予報等の情報を提供を行っている。 ・・とちぎ土砂災害警戒情報システム』により、土砂災害発生の高まりに関する情報を提供している。 ・・とちぎ地図情報システム』により、土砂災害の発生のおそれのある箇所(土砂災害警戒区域等)の位置情報を提供している。	
河川の巡回区間、水防活動の実施体制について	・出動指令を受けて水防団(消防団)の受け持ち区間の巡回を実施する。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・毎年、出水期前に国、県、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・地元消防団による巡視(受け持ち区間などの記載なし)	・各消防団の受け持ち区域(町内の各河川流域)があり、出動指令を受けて巡視を実施する。	・毎年、出水期前に土木事務所、消防署、警察と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。	・出水期前に関係機関と重要水防箇所の点検を実施 ・水防団による河川巡回 ・水防訓練の実施	・河川管理者と共同して指定河川洪水予報を発表。	・毎年、出水期前に関係自治体、消防等と重要水防箇所及び水防倉庫の点検を行っている。
水防資機材の整備状況について	・土のう1,500袋、縄19巻、杭1,000本以上など	・土のうの各所配備 ・水防倉庫並び資機材の整備	・水防倉庫に土のう袋等の資機材を備蓄している。 ・土のう用の砂は、毎年購入しストックしている。	・土囊等を町施設及び消防署に保管	・土囊2,000袋、シート10枚、トラロープ100mなど	・町内の水防倉庫に資機材を備蓄している。	・水防倉庫に土のう、土のう袋、スコップ等の資機材を備蓄	・防災ステーション、防災ヤードに根固めブロック、土のう用土砂等の水防資材を備蓄している。 ・各土木事務所の水防倉庫に土のう袋等の水防資機材を備蓄している。	
市町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	特になし。	・代替庁舎	・庁舎が被害を受けた場合、代替施設を設けている。(野木町文化会館)	・役場庁舎が使用不能になった場合は、「日々輝学園高等学校開校館」を代替場所とする。	・水害のおそれのある病院施設に町健康福祉課より連絡し、避難先を指示する。	・庁舎については、浸水想定区域に入っていないため、特段対策を行っていない。 ・災害の状況に応じて、備蓄している土囊等により対応を行う。	特になし	・河川管理者と共同して指定河川洪水予報を発表 ・洪水による重大な災害のおそれがあるときに、洪水警報を発表し関係機関へ提供 ・また、洪水警報を補足する「洪水警報の危険度分布」を気象庁ホームページで提供 ※・気象庁HPにて、警報・注意報・指定河川洪水予報の発表状況、降水ナウキャストや洪水警報の危険度分布等、メダスによる気象実況等の情報を提供している。 ※・電話応答装置により気象状況・天気予報を確認できる	

③河川管理施設等の整備に関する事項

項目	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	宇都宮気象台	栃木県
対象流域	鬼	利	利	鬼・久	鬼	久	久	全流域	全流域
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について									・県管理の各河川において、河川整備計画に基づき整備している。 ・県の防災減災に対する取り組みとして、県管理河川の堤防天端をアスファルト舗装で保護し、決壊までの時間を少しでも延ばす対策を実施している。また、堆積土を除去し、洪水を安全に流す対策を実施している。
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等									・県が土砂災害に強い防災基盤整備計画に基づき整備している。 ・土砂災害の発生により甚大な被害が生じるおそれのある配慮者利用施設等が含まれる土砂災害警戒区域(重点整備箇所)において砂防堰堤等の整備を実施している。

(2) 【課題】水害リスク情報や減災に係る取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題番号	宇都宮市	足利市	栃木市	佐野市	鹿沼市	日光市	小山市	真岡市	大田原市
対象流域		利・鬼	渡	利・渡	利・渡	利	利・鬼・渡	利・鬼	鬼	久
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	A	・市民がハザードマップを有効活用し、災害リスクを十分理解した上で、適切な時期、適切な避難方法により避難できるよう周知啓発を図る必要がある。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域の追加指定が反映されたハザードマップを改訂した。 ・今後は、ハザードマップの説明会を地域ごとに実施するなど、ハザードマップの見方や理解を周知させていくことが必要である。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	・土砂災害警戒区域等の範囲や内容について、住民が把握できていない。	・浸水想定区域図及び堤防決壊時の氾濫シミュレーション結果をホームページで公開しているが、自治体や住民に向けて分かりやすいものではないため、浸水リスクとして認識されていない。	・洪水浸水想定区域の改訂に伴い、洪水ハザードマップの改訂が必要である。	・県が見直しを終了した段階で想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。
避難勧告等の発令基準について	B	・避難の判断基準となる水位に達する前も、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。 ・浸水想定区域以外においても河川が氾濫しており、水位情報が無い中で避難勧告発令の判断が難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・避難の判断基準となる水位に達する前も、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川について、避難勧告等発令判断。	・避難の判断基準となる水位に達する前も、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・避難の判断基準となる水位に達する前も、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・降雨や水位の見込みや予想が困難である。 ・避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・上流で降った雨による増水の予測が困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・上流で降った雨による増水の予測が困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。
避難場所・避難経路について	C	・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 ・浸水想定区域内にある指定避難所もあるため、垂直避難も含め、適切な避難方法の周知が必要である。	・避難路が浸水している場合、迂回路がない世帯が孤立する恐れがある。 ・避難所に指定できる適切な施設が区域内にないことから、区域外へ避難しなければならない地区がある。	・地区によっては、避難経路上に土砂災害警戒区域内が複数あり、避難にリスクを伴うと共に、多くの孤立集落が発生する恐れがある。	・決壊により、浸水想定エリア以外で浸水し、避難所として使用できなかつた。 ・避難経路については設定しておらず、避難経路を具体化していく必要がある。	・避難経路上に土砂災害警戒区域のある地域も多いことから、市有施設に頼った避難場所の確保が困難となつていて。	・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 ・指定避難所・指定緊急避難場所以外に、一時避難所として地元の集会所を設定したが、住民の認識が難しく。	・全戸配布した防災ガイドブックが、活用されかねが否か。 ・避難経路や避難方向については設定していないが、設置しておいたり、避難場所の選定についての説明も必要がある。	・地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから車を使った長距離避難を検討する必要がある。	・地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから車を使った長距離避難を検討する必要がある。
住民等への情報伝達の方法について	D	・避難情報の伝達手段は、できる限り多く確保しているが、限られる人員の中で何とか運用している状態である。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査にも人手が取られることが多い。 ・本当に重要な情報が埋もれてしまう恐れを感じている。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがあるため、緊急速報メールが最も有効と考えるが、携帯電話が無い世帯のためにも、他の伝達手段も確保する必要がある。	・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できていない。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音で聞き取れない恐れがある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できていないのか不明。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・防災ラジオの難聴地域を解消する必要がある。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が必要。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が必要。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が必要。	・防災情報の伝達手段は、できる限り多く確保しているが、限られる人員の中何とか運用している状態である。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査も人手が取られることとなり、本当に重要な情報が埋もれてしまう恐れを感じている。	・複数の情報伝達体制をとっているが、さらには確実な情報伝達を目指し新たな伝達方法を検討する。 ・現状のところ、携帯電話が無い世帯のためにも、他の伝達手段を確保する必要がある。 ・振子器付災害情報システムが聞こえにくい。 ・メールの配信、ホームページへの掲載するタイミングについて早期対応。 ・さらに確実な情報伝達を目指し新たな伝達方法を検討する。	・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、自治会未加入世帯や単身世帯などを含めた全ての住民へ周知できるのか不明。	・防災行政無線が聞こえないので、複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、自治会未加入世帯や単身世帯などを含めた全ての住民へ周知できる。
避難誘導体制について	E	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導時の退避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。	・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導時の待避の見極めが必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導方法そのもの検討が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導方法そのもの検討が必要。	・各組織との連携を確認しておく必要がある。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。	・夜間の避難を余儀なくされる場合に、住民の安全を確保しなければならない。	・夜間の避難を余儀なくされる場合に、住民の安全を確保しなければならない。

資料2

流域部会名
利根川上流域部会 鬼・鬼怒川・小貝川上流域部会
渡良瀬川流域部会 久・久慈川・那珂川流域部会

②水防に関する事項

③河川管理施設等の整備に関する事項

(2) 【課題】水害リスク情報や減災に係る取組

流域部会名
利根川上流域部会 鬼・鬼怒川・小貝川上流域部会
渡良瀬川流域部会 久・久慈川・那珂川流域部会

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題番号	矢板市	那須塩原市	さくら市	那須烏山市	下野市	上三川町	益子町	茂木町	市貝町
対象流域		久	久	鬼・久	鬼・久	利・鬼	利・鬼	鬼	久	鬼・久
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	A	・荒川の浸水想定区域の見直しがあつた場合、ハザードマップの改定等について検討が必要である。	・県が実施する洪水浸水想定区域図の改訂が必要となる場合がある。 ・対象区域以外の浸水リスクは明らかでないが、リスクがないと誤解されやすい。対象区域を拡大していく必要がある。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂を実施。	・鬼怒川・小貝川上流域において本市が属する部分については、洪水浸水想定区域外である。《鬼》 ・県管理河川における想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図を含めた洪水ハザードマップの改訂が必要である。《久》 ・ダム放流における浸水リスクの情報が周知されていない。《久》 ・県の土砂災害警戒区域2巡回調査終了後に、ハザードマップの改定が必要である。《鬼・久》	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	特になし	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要である。
避難勧告等の発令基準について	B	・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。	・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・上流で降った雨による増水の予測が困難である。	・特に深夜、早朝の避難勧告等の発令の見極めが困難。《久》 ・過去の常識や定量的な情報だけの判断ではなく、複合的な要素を加味し、発令の判断基準を整理する必要がある。《久》 ・河床が昔よりも高くなっているのか、水位のみの数値から容易に判断できないので、複合的な判断が必要である。《久》 ・ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない。避難勧告等の発令と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実が必要。《久》	・避難勧告等の発令にはタイムラインを目標として、上流部の状況や情報を詳細に収集する必要がある。 ・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。 ・河床が昔よりも高くなっているのか、水位のみの数値から容易に判断できないので、複合的な判断が必要である。《久》 ・ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない。避難勧告等の発令と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実が必要。《久》	・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべき危険な状況になる可能性がある。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・発令にあたっては、水位のみのならず、河川の状況等を総合的に判断することとしているが、数値化が難しい「総合的」の部分の判断が非常に難しい。 ・浸水想定区域等においても河川が氾濫しておらず、水位情報が無い中で避難勧告発令の判断が難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・小貝川の鉄道橋下水位観測所は、市街地の下流に位置しているため避難判断に使用することは難しい。(大羽川と小貝川合流地点ぐらに水位計が必要) ・上流域に雨水観測所がないため見込み・予想が難しい	・避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・避難勧告と避難指示の使い分けが難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	
避難場所・避難経路について	C	・浸水想定区域について、荒川しか設定が無いため、他の河川による影響がわからない。	・ほぼ平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。内水氾濫(浸水・冠水)に関するリスクデータも少ない。 ・浸水想定区域の対象区域外における洪水リスクの判断、避難経路、避難場所の設定が困難。	・避難行動要支援者が避難するにあたり、避難所までの移動手段が無い方の避難方法。 ・避難方向はマップに示されているが、避難経路については具体化されていない。今後検討が必要。	・災害に対する意識レベルの相違の幅が広く、敏感な方は、早すぎるほどの対応を求める一方で、希薄な方は、行政側からの指示に従ってくれないなどの懸念がある。 ・地区によっては、完全孤立地域が出てくる懸念があり、その際の通信手段の確保が課題である。 ・防災に対する意識付けを根気よく行っていく必要がある。	・避難方向を設定しているが、平坦な地形のため浸水を回避しての避難経路の指定は困難。 ・避難路が浸水している場合、迂回路がない世帯が孤立する懸念がある。	・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないと思われる。	・山間部のため土砂災害警戒区域が多く、避難所の指示は可能でも土砂災害警戒区域を回避しての避難経路の指定は困難である。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないではある。	
住民等への情報伝達の方法について	D	・防災行政無線が聞こえにくくことに対し、市のメール配信サービスを提供しているが、全ての人が登録しているわけではないので、情報を取りにくくいる人がいる。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できていないのが不明。また、限界ある人員の中何とか運用している状態である。 ・停電時や電話不通時の情報伝達手段の確保について検討が必要。 ・市内全域への情報伝達手段（同報系防災行政無線等）の整備について検討が必要。	・登録制メールの登録者拡大が課題。 ・防災行政無線は豪雨時には特に聞こえにくい。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できていないのが不明。また、限界ある人員の中何とか運用している状態である。 ・停電時や電話不通時の情報伝達手段の確保について検討が必要。 ・市内全域への情報伝達手段（同報系防災行政無線等）の整備について検討が必要。	・豪雨時の防災行政無線が聞き取れない。 ・情報伝達の多量化を進めているが、行政側のアピール不足も起因してか、なかなか浸透し切れていない。 ・豪雨時の災害時は、担当レベルでの対応で可能であるが、大規模災害時の情報発信に際しては、マンパワーや不足である。 ・災害情報を自ら引き込んで入手して頂けるような意識改革が必要である。	・屋外拡声器放送は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがあるため、テレビの文字放送、ラジオやメール、ホームページを併せて情報収集するよう啓発を進める。 ・ある程度までの災害時は、担当レベルでの対応で可能であるが、大規模災害時の情報発信に際しては、マンパワーや不足である。 ・各機関からのFAXやメールが重複する場合は情報の精査が困難となっている。	・登録制メールにより周知を図っているが、すべての住民が登録しているわけではないので代替手段の検討が必要。	・防災無線（個別受信機能付）での広報が主となるが、旅行者や外国人への情報伝達が課題	・災害時は緊急連絡メール、登録制メール、CATV、町ホームページで広報するが、携帯電話を持つていない高齢者への情報伝達方法を整備する必要がある。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・外国人への情報伝達が必要。	
避難誘導体制について	E	・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・避難誘導を実施する各機関との連携を図っておく必要がある。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・早く避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。 ・市民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。	・避難行動要支援者の避難誘導マニュアルの作成と迅速に対応するための各組織との連携と訓練が必要である。	・消防団員等の生命を守るため、避難誘導時の待避の見極めが必要。		

②水防に関する事項

③河川管理施設等の整備に関する事項

(2) 【課題】水害リスク情報や減災に係る取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	課題番号	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	宇都宮気象台	栃木県
対象流域		鬼	利	利	鬼・久	鬼	鬼	久	久	全流域
想定される浸水・土砂災害リスク情報の周知について	A	・洪水ハザードマップを全世帯配布をしたが、浸水リスクとして認識されていない。	・特になし	・平成28年12月に「野木町災害時避難ガイドブック」を洪水ハザードマップ及び道路冠水マップと併せて作成し、各戸へ配布した。今後は、想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図が公表された場合、洪水ハザードマップの改訂が必要となる。	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていないことから、平成29年度に作成した洪水ハザードマップを活用し周知を図る。《鬼》 ・特に予定なし。《久》	・浸水想定区域図等が浸水リスクとして認識されていない。	・特になし。	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図に伴う洪水ハザードマップの改訂が必要。	・平成29年度から提供を開始している洪水警報の危険度分布について、市町等における緊急時の防災対応判断の際の活用にあたり、より一層の周知が必要。	・ダムの機能や操作（異常洪水時防災操作を含む）に関する情報が住民等に十分に認知されていない。 ・ダム放流における浸水リスクの情報が周知されていない。 ・計画的な土砂災害警戒区域等の2巡回調査の実施と調査結果の十分な周知が必要。 ・出前講座等による「とちぎ土砂災害警戒情報システム」及び「とちぎ地図情報システム」など、県が持っている防災情報の入手方法等の周知。
避難勧告等の発令基準について	B	・深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・基本的には、対象の基準水位観測所の水位により避難勧告等の発令の数値基準が決まっているが、数値基準以外にも様々な要因を総合的に判断しなければいけないこともあり、洪水時には時間的に余裕のない中で適切な判断が求められる。	・避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。	・近年の水害等により、発令基準の見直しが必要となった。 ・避難勧告等の発令の判断基準（具体的な考え方）を整理する必要がある。 ・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・避難勧告と避難指示（緊急）の使い分けが難しい。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・河川の水位上昇時には、同時に内水氾濫や土砂災害、倒木等の対応もしているため河川のみを注視できない。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。	・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・避難勧告と避難指示（緊急）の使い分けが難しい。 ・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜から明け方前の避難勧告発令については、二次災害の危険性も考慮すると判断が難しい。	・降雨や水位の見込みや予想をするのは難しい。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。	・避難の判断基準となる水位に達する前でも、避難すべきような危険な状況になる可能性がある。 ・特に深夜、早朝の避難勧告発令の見極めが困難。	・ダム放流情報等と避難情報の発令等の関係が明確になっていない。避難勧告等の発令と連携しつつ情報伝達の範囲や手段の充実が必要。		
避難場所・避難経路について	C	・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないと思われる。	・避難所の駐車場スペースが不足しており、冠水もしていた。 ・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないのではないか。	・避難場所については、指定緊急避難場所の拡充を図る必要がある。 ・洪水ハザードマップの全世帯配布をしたが、あまり活用されていないのではないか。	・避難場所については、指定しておらず、また、道路の浸水・冠水等に関する情報も事前には把握していないので、避難誘導する際の経路の指定が困難である。	・平坦な地形のため、避難方向の指示は可能でも浸水を回避しての避難経路の指定は困難。	・避難経路を具体化していく必要がある。 ・地区によっては、適切な避難所や避難場所がないことから避難所への移動手段等を状況に応じて検討しなければならない。	・ハザードマップの周知・徹底		
住民等への情報伝達の方法について	D	・防災無線が聞こえなかった場合に対応できるよう電話による再送信サービスを実施しており周知もしているが存在を知らない方が多いと思われる。	・防災行政無線が聞こえにくい。 ・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・木戸町の登録制メール「防災たより」への登録を推進していく必要がある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・野木町の登録制メール「防災たより」への登録を推進していく必要がある。 ・エリアメール、Ｌアラートの活用方法を習得しておく必要がある。 ・防災行政無線と連動して、戸別受信機や防災ラジオ等を整備し難聴地域を解消する必要がある。 ・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。	・防災行政無線は、豪雨時の雨音や潮流の音で聞き取れない恐れがある。 ・エリアメール、Ｌアラートの活用方法を習得しておく必要がある。 ・避難情報の伝達手段は複数確保しているが、運用する方法や人員の整理が出来ていない。 ・各機関からのFAXやメールが多く、情報の精査が困難となっている。	・複数の情報伝達の体制や方法をとっているが、全ての住民へ周知できているのか不明。 ・外国人への情報伝達が必要。 ・各機関からのT E LやF A X、メールが多く、情報の精査が困難となっている。	・町が行う情報伝達方法の周知・徹底		・ダムの操作に関する情報等が災害時の適切な行動に十分に活用されておらず、住民等に緊急性や切迫感が十分に伝わっていない。 令和元年東日本台風で、水門の閉門情報が届からず市・県に伝達されなかつたため、地元への情報提供ができず、住民の避難に支障が出た。	
避難誘導体制について	E	・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。 ・町民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・消防団員等の生命を守るために、避難誘導時の待避の見極めが必要。 ・早めに避難する場合には車両での避難が想定されるため、誘導方法そのものの検討が必要。 ・避難誘導マニュアル等を早急に整備する必要がある。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・避難行動要支援者の避難誘導方法が課題。 ・水害が広範囲に及ぶ場合には、各員が連携をしても人員が不足する恐れがある。 ・町民一人一人の避難の意識の向上が必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・特に夜間の避難誘導については二次災害の危険性もあるため、消防団員等の生命を守るために避難誘導時の退避の見極めが必要。	・避難勧告等が発令されても、避難行動を起こさない住民への対応が課題。 ・各組織と連携して、迅速な避難誘導のための準備や訓練が必要。 ・災害時要支援者の避難誘導方法が課題。	・自主防災組織等と連携した避難誘導体制の確立と地域単位での避難訓練の実施	・市や国などの関係機関と連携して広域的な避難計画の策定が必要。		

②水防に関する事項

項目	課題番号	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	宇都宮気象台	栃木県
対象流域		鬼	利	利	鬼・久	鬼	久	久	全流域	全流域
河川水位等に係る情報提供について	F	・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・水位等の情報を得た時に、情報共有の有り方を検討する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。 ・あわただしい中でいかに正確に迅速にできるか。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・把握できる全ての情報を共有する ・情報過多になり、かえって判断基準が分からなくなる可能性があるので提供する情報の見極めが必要である。 ・現場対応等に追われ、適切なタイミングでの情報提供が出来ない可能性がある。	・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。	・提供する情報が、専門的な表現にならないよう注意する必要がある。 ・有線電話や携帯電話が使えない場合の連絡手段の確保方法を考えておく必要がある。	・水防団における洪水危険レベルの認識	・市町村において、既存の防災気象情報や「危険度分布」等の新たな情報を緊急時の防災対応判断に一層「理解・活用」（読み解き）いただけるよう、気象台の平時からの取組みを一層推進・洪水警報の基準値は、水害統計をはじめとする過去の水害の資料を基に計算しています ・このため、洪水警報の精度を確保・維持するためには、新たに発生した水害の資料等を必要とします。 ・水害の情報や資料の提供をお願いします。	・「とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報」等の防災情報は、スマートフォンからも閲覧可能であるが、認証性や操作性が悪く閲覧しにくいため、容易に閲覧できるようスマートフォン版のホームページが必要。
河川の巡回区間、水防活動の実施体制について	G	・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・巡回区域が広範囲であるため、1日の巡回は時間的に厳しい。 ・巡回のため必要な人員確保が、消防団等では難しい。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・巡回のため必要な人員確保が、消防団等では難しい。 ・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。 ・担当者の安全管理を徹底していく必要がある。	・特に夜間の巡回や、堤防の破損がある場合など、通常よりも危険な活動となる場合の安全管理を徹底する必要がある。	・巡回を実施する消防団員の安全管理	・決壊するような猛烈な増水時は、巡視や土のう作業などには危険を伴うため安全対策を考える必要がある。	・水防団におけるも重要水防箇所の把握		・実際の水防活動を想定し、関係機関と協力した訓練の実施や点検が必要。
水防資機材の整備状況について	H	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	・ライフジャケットなど、装備の充実が必要。 ・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	・現在の備蓄では不完全であるため、今後計画的な整備が必要。 ・資機材については、定期的な点検管理が必要である。（毎年、実施をしている。）	・資機材については、定期的な点検管理が必要である。 ・水防資機材の種類や数量を検討し見直していく必要がある。	・ライフジャケットなどの安全装備の充実		・水防資機材の備蓄について、水防活動の計画に合わせた数量など検討が必要。 ・令和元年東日本台風で、水門の設置された河川で内水被害が発生したため、潜水ポンプ車の配備が必要。
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応について	I	・特になし。	・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、再検討する必要がある。 ・庁舎については、今後同規模の災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。	・想定最大規模降雨における浸水深などの被害想定により、再検討する必要がある。 ・庁舎については、今後災害が発生した際に被害が最小限にとどまるような水害対策を行う必要がある。	・立地条件として水害時の被害はあまり想定していない。	・情報伝達の仕組みづくりが課題である。	・特になし。	・特になし		
ダムの洪水調節機能の強化	L									異常豪雨の頻発化に備え、より多くの洪水調節容量の確保が必要である。

③河川管理施設等の整備に関する事項

項目	課題番号	芳賀町	壬生町	野木町	塩谷町	高根沢町	那須町	那珂川町	宇都宮気象台	栃木県
対象流域		鬼	利	利	鬼・久	鬼	久	久	全流域	全流域
堤防等河川管理施設の現状の整備状況について	J									・河川整備が完了していない。 ・河川の整備は下流からの改修が原則であるため、上流や整備完了区間についてには、堆積土の撤去等により洪水を安全に流す対策が必要である。 ・令和元年東日本台風で次の課題が生じた ①底面能力不足による越水で堤防が決壊 ②平成27年関東東北豪雨の被災箇所で再度被災が発生 ③堤防や護岸に被災がなかった河川でも、市街地で甚大な被害が発生
砂防堰堤、急傾斜地崩壊対策施設の設置等	K									・県内の土砂災害警戒区域のうち、区域内人口5戸以上又は公共施設等がある箇所を対象に順次整備を進めているが、未だ整備を必要とする箇所が多いことから、より効率的、効果的な土砂災害防止対策が必要である。

